

The Kansai University Bulletin

Osaka, March 15th, 1927—No. 47

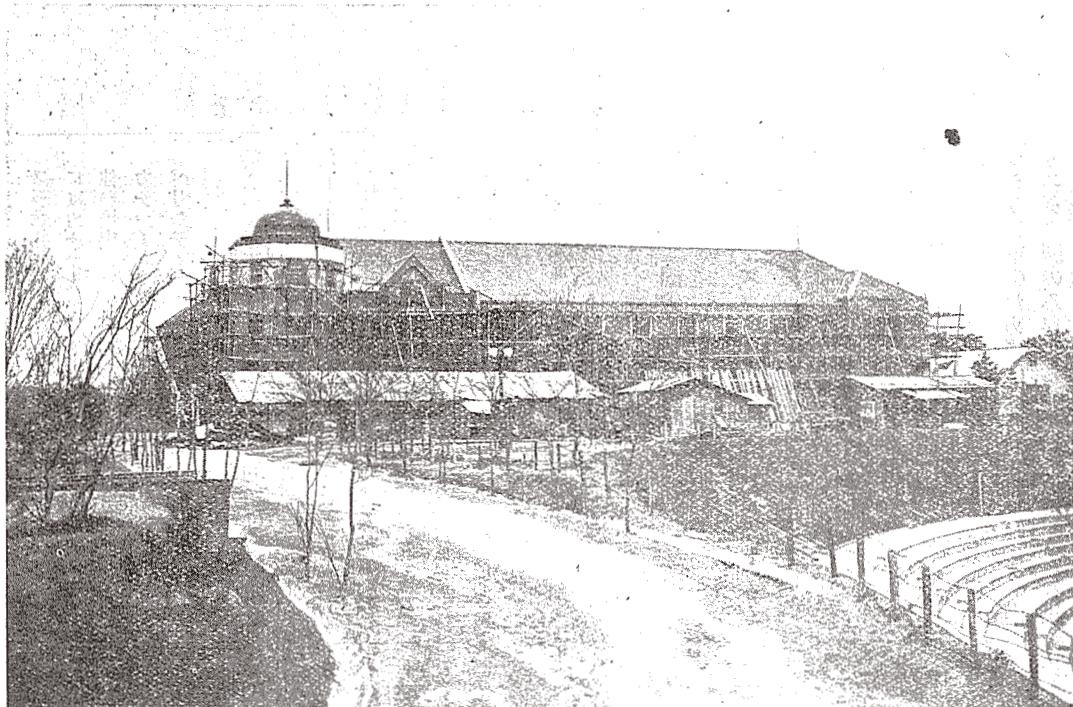
關西大學里子

行發日五十月三

號七十四第

年二和昭

Administration Building on the verge of Completion



工近づるる本學本館

大阪

電話土佐佐堀
番九四〇一〇五七〇

關西大學學報局

大阪二八七八番
振替貯金口座

千里山學報 第四十七號

ヨシヤ王の宗教

(II)

關西大學教授 櫻井匡

(I)

關西大學講師 辰巳經世

挿繪——竣工近づける大學本館—福島學舍に於ける宮島教授所藏古典經濟書展覽會—故戸田省

三氏—小笠原語咲氏—英國大學のプロクター

ヨシヤ王の宗教改革と申命記法

イスラエルの支族はヨシヤ (Joshua) を首領としてカナン人 (Canaan) を征伐したが、全くこれを征伐し得ず。 (Josh. X. 40 XI. 14) 半ば征伐されたる多數のカナン人の間に先づ定住したのである。而して茲に起り來つた問題は、何れの文明、何れの宗教をさり入るべきか云ふ事であつた。種々の事情があつたが兎に角その結果に於ては、兩者を混じ、調和したものであつた。元來イスラエル人は武力に於て優勢ではあつたが、文明の程度に於てはカナン人に及ばなかつた。カナン人 (Canaanite) は農耕の民であり、イスラエル人は遊牧の民である、一定の地に定住する事なく絶えず流轉の生活をなすものであつて、農耕民たる力學ドイツ文化研究會名譽會員受諾—宮島教授日佛文化協會評議員に推薦せらる—佐々教授の學外講演—福島學舍に於ける古典經濟書展覽—故戸田省三氏の遺骨歸着—附屬第二商業學校靈報校友の面影—小笠原語咲氏

雜錄——學生時代のブラウニング—英國諸大學に於けるプロクター—ロンドン大學醫見—ショパン教授夫人の人形劇観

新刊紹介
「カナン」 (Canaan) は「沈める」又は「低地」の意

味で、エザブト人が、フェニキヤ沿海州の住民を呼ぶに用ひた名稱であつたが、遂には全沿海州の住民を呼ぶにも用ひる様になつたものである。イスラエル人が攻め入った頃即ち紀元前第十二世頃にはカナン人らは雜居、その他の事情によつて、他の民族と混合せるものであつた、從つて、當時カナン人を稱せられたものはアモリ人、ヘテ人、ペリシテ人、カナン人、ヒビ人等であつた。 (Ex. XXIII: 23)

彼らはカナン入りの結果宗教的には墮落した云はれるが、又一方に於ては一段の進歩をなしたものである。それはイスラエル王國を建設した事である。遊牧を事とする彼らの幼稚なる考を以てしては、王國建設とか、統一あり組織ある統治體を作る如き企ては爲し得ざるところであるが、カナンの要素は彼らをかつて一段の文化的進歩を促し、その結果かかる組織ある王國の建設統一を企てしめたものである。故に宗教的方面に於ては、カナン入りが好ましきものでなかつたが、一方かかる組織的王國の建設を見たのは實にカナン的因素の御蔭である云ふべきである。

ヒゼキヤ王 (Hezekiah) の時代は紀元前七一一六九七年に亘り、豫言者イサヤ (Isaiah) ミカ (Micah) 等の活動せる時代である。ヒゼキヤ王は豫言者イザヤを得て信じ、親しくその教を受け、改革的熱心も彼によりて與へられたものである。

ヒゼキヤ王は先づその改革をなすや、エホバの善い見王ふ事をなし、崇邱を除き、偶像をやきだふし、アシラの像をたゞし銅の蛇を打ち壊したのである。アシラ (Asherah) はフェニキア及カナンに於て信奉された女神である (Ex. XXXIV: 13) 或學者はアシラはアシタロテ (Ashtoreth) の語を誤つて用ひたのである云ふ。アシラミアシタロテミ同一のものであるか否か明白でない。アシタロテはフェニキアに於て信奉された女神である、舊約聖書にはシドン人の神である。 (1King XI: 5) ベリシテ人もこれを信じてゐた様である。 (I. Samuel XXXI: 10) 兎に角イスラエル人は何時頃か明白でないが、早くからこれを信する様になつたものである。 (Judge X: 6, 1 Samuel VII: 3) 男女性的の神であつたらし

い。バビロニア、アッシリアに於てはイシタル (Ishtar) と稱せられてゐた。

續き起つて居た。その中尤も著しき事件はヨシヤ王 (Joshua) の宗教改革である。

宗教改革の舉は獨りヨシヤ王によりてのみ爲されたものではなく、その前の時代に於てもしばしば行はれたものである。今その以前に行はれたヒゼキヤ王の宗教改革に就て少しく述べて見様。

(II)

率へられて居た時、モーゼが銅で蛇を作つて、これを拜せしめて以來、銅の蛇に香を焚き禮拜をなしてゐたのである、そしてこれをネハシタン (Nehustan) と稱してゐた。(z King XVIII : 4)

王は更に祭司の制度を定め、各地方に存する聖所を廢してエホバに信仰集中を計つたのである。併しこの改革の結果はむしろ一層烈しき墮落の状態を現出する様になつた。忽ちにして舊の偶像崇拜は起り、いまはしき状態は到るところに見らるゝ様になつたのである。この改革は全體から見て餘り効果なきものであつた、これを更に徹底的に行はんとして爲されたものがヨシヤ王の改革である。

(III)

ヒゼキア王の改革が徹底的に、はれて居たなら或はヨシヤ王の改革はなくして済んだかも知れないが、ヒゼキア王の改革はそれ程徹底的のものでなく、切角改めた諸儀式は忽ち亂れ偶像崇拜、異邦宗教等盛んに行はれる様になつた。その結果は勿論エホバの禮拜は衰へたのである、即ちエホバ禮拜に代つてアシラ禮拜、バール (Baal) 禮拜が行はれ、巫術、妖術等盛んに行はれ、極悪なる人間犠牲の風習なさも行はれて來た。

バールとは「主」又は「所有者」の意にて或る場合には「妻の頭」の意にも用ひられた。兎に角ヒゼキア人がその神を呼ぶ普通の名稱である。日神で男性神である。併し列王記略下第二章第五節によれば日神ヨシヤは別種の神の様に見えるが、然し全然別である云ふのではない。一體ギリシヤのアボロは元來日神であるが、後ちには全く日神でない様に

見らるる様になつたのと同様の變化である。バールには二面の力がある、一は慈悲で、他は破壊である。破壊の神としてのバールは何物をもつてしてもその怒りを和け得ざるものである。遂には小兒の犠牲を以てこれを和けた。(Jer. XIX. 5) 又モロク (Moloch) も同一

様に、人身犠牲の風が行はれる様になつて視せられてゐた。

或はまたエホバ禮拜ミバール、モロク禮拜ミ混同された様の禮拜も行はれた、特にヒゼキヤ王の後繼者たるマナセ王 (Manasseh) の時代に於ては、王がアッシリヤに臣事し、アッシリヤより星辰禮拜、太陽崇禮等を輸入して、先王の改革に反対の氣勢を示したため一層盛んに異邦宗教が行はれたのである。マナセ王がかく父王の改革に反対の態度をとつて異邦宗教を輸入したのは只アッシリヤを恐るの餘り、自ら屈してこれに臣事して居る事を示すのがために特にその國の宗教をこり入れて信奉する様にしたものであつた、王が政策としてこれを信奉せる結果、一般國民も亦これに従つてこれを信奉する様になつたのは極めて當然の事であつた。又事實一般國民の宗教

状態はエホバを離れて、これら異邦宗教に向ふ様の傾向にあつたのである。當時一般イスラエル人らがその豫言者に對する態度、或はヒゼキア王の改革に對する態度に見ても、豫言者又は改革そのものに反対の態度をとつて居た事が解る。即ち彼らは只何物をも欲せず、自らの安逸を得ん事のみを目的としてゐた。

(IV)

ユダの王ヨシヤの傳は列王記略下第二十二章第二十三章に記されてゐる。このヨシヤ王はその治世十八年書記官シャバノン (Shaphan) を祭司の長ヒルキア (Hilkia) の下に遣はし、エルサレム宮殿修理に要する費用の事に就て相談せしめたのである。その時祭司長は「律法の書」を發見したと云ふ事をシャバノンに告げ、これをシャバノンに托して王の許に送つたのである。王はこれをシャバノンに讀まして聞いてゐたのであるが、これを聞いた王は非常に

從つて自己の安全のために信仰を捨つては極めて容易の事である。強大國の宗教を信奉する事が有利安全ならば、これを信する云ふのである。遂には小兒の犠牲を以てこれを和けたとして女豫言者、フルダー (Huldah) の下に遣はしたのである。女豫言者はこれを讀んで、

『イスラエルの神エホバかく言たまふ汝らを我れにづかはせる人に告げよ、エホバかく言ひ玉ふ、我ユダの王が讀みたるかの書の一切の言にしたがひて災害をこの所に此にすめる民に降さんす……』

汝はわがこの所にすめる民に向つて是は荒地となり呪うならんと言しを聞たる時に心柔かにしてエホバの前に身を卑し衣をさきて吾前に泣たれば我も亦きく事をなすなり、エホバこれを言ふ……』(z King XII 16—19)

即ち王は自ら非常なるショックを受け、悔改の心に燃えたのであつて、自分の悔改が果して、神に立ち歸り居るか否かをこの女豫言者に問ふたのである。而してこれに答へた女豫言者の言ふところは、悔改めて律法の書の一言一句をも守らば神に導かれ得る云ふのであつた。

茲に於て王は自分が悔改めて神に導かれ得るものならば、自分一個の事だけでなく、國民一般も悔改めて神に導かれねばならない、王と共に國民一般が神に歸らん事を望んだのである。そこでこの律法の書をば國民一般にも守らせ様として、直ちに祭司の長、祭司等を集め、神前に誓をなして共に神に歸らんとするのである。かくて彼の宗教改革は開始され

たのである。オットレー氏の云ふ如く、實にこの改革は豫言者モーゼの協同して爲されたものである。

王は先づ聖殿の改革をなし、エホバ以外の神像を悉く破壊してこれを焼き拂つた。即ちアシラの像、バールの像及び天體禮拜に關する一切の器物を焼き、その灰をペデルに持ち行かしめた、アシラの像の如きは聖殿の祭壇の柱に並べて置かれてあつたりしたのである。

更に王は宗儀集中主義をもつてエルサレムの聖殿以外の聖殿を廢して、只エルサレム聖殿一ヶ所を以てヤーウェ禮拜の場所と定め、他の地方にある聖殿を廢し同時に祭司達には只資格のみを與へて、職務を與へない様にしたのである。これ一大改革と云ふべきである。

元來エルサレムは何ら認められた聖所でなかつたのであるが、これを特に重んじて、他の傳說的諸聖所を廢したものであつて、一大改革なのである。

而して王は一方に於て異邦偶像を破壊し去つたのであるが、他方に於て宗儀集中主義をモーゼの聖殿を以てヤーウェの禮拜の場所と定めたのであるが、更に國民一般が行ふべき祭りとして新たにすきし節(Passover)を定めた、このすきし節は申命記以前にはなかつたものであるが、ヨシヤ王の時に及んで始めて行はるゝ様になつたものである。始めこの節は満月の祭りで夜の中に食物を食ひ翌朝まで残さない様にする、羔を殺して神に捧げてこれを食ひ、その血はこれを殿の戸に塗る事も行はれた。併しこの節は後ちには満月の祭りではなくなり漸次意味を附けて、歴史的事實と結び付ける様になつた。即ちイスラ

エル人らがモーゼに導かれてエチプトを逃れたのが満月の夜であつたと云ふ事と結んでその後エチプトの記念祭となしたのである。

王がかくユダの民に一神の禮拜を勵行せしめ、成文律を以て國民の必ず守るべき律法を作つたのはその宗教に於て一進展をなしたものである。茲に於て初めてユダは律法を云ひ得る、茲に於て初めてユダは律法を有する國民となり、所謂律法的宗教を得る様になつたのである。

(五)

而してかく宗教上の一進展をなさしめたる改革の中心原動力たるものは他なく、神殿事に於て發見されたる律法の書である。この書の記者はエホバが唯一の神なるが故に、これに對する宗儀も亦一ヶ所以上に於て爲さるべきからずと信じたものである。従つてこの書の教義をもつて、地方的聖所を廢してエルサレムを唯一の聖殿と定め、且つ異邦宗教を除去せんとしたのであつた。然らばこの律法書は如何なるものであるか、舊約聖書全體を指すものでは勿論なく、その一部である事は明らかである。舊約聖書中には律法の部分は多くあるが、その律法の部分全體であるか或はその一部分であるか。舊約聖書中律法の部分は五書であるが、五書全體がこの律法の書ではない、何故なられば、列王記下第二十二章第八節及び第十節に於て見る如く、一日の中に二回も讀んだと云ふ事であるが、五書を一日に二回も讀み得る筈はない、従つて五書全體ではない。若し全體でなければその一部分であるだらうが、その部分であらうか。種種研究の結果この申命記法と稱せら

るる律法の書は申命記第十二章より第二十六章に亘る部分である事が知られたのである。

然らばこの書の作者は何人であらうか・又何時の時代に書かれたものであるかを知る必要があるが先づ何人の作とさかに就て考へて見る。この書は一人の人の作によるものであらうか、それとも數人の人の作であらうかと云ふ問題が起る、さてこの書の全體の構成を見るに、單純である、而かも當時既に存在せたる十誡、誓約の書等の内容が加味されて居る。

只それらの諸法規が書き込まれてゐるばかりでなく、一貫せる思想を以てこれらの内容を継り合せ、註釋してゐるものである。『主として契約の書に含む所の律例の反覆又は布衍せらるものである』とオットレー氏は云つてゐるが、實にこれらの諸法典を根據として書かれたものである。これらは點より見てこの書が數人の人の作であるとは思はれない、むしろ一人の作であると見るべきであると考へられる。

若しこの書が一人の作であるとすれば、如何なる人が書いたものであるか、傳説によればヒルキヤ自身がその作者であつて、これを神殿内に秘に納めて置いたものだとも云はれてゐる。併しこれは考へ得らるる事ではあるが當つて居ないと思ふ。今日一般學者の認められるところによれば、この作者は思想系統に於て豫言者に屬し、多分祭司であつた者であらう、そして書いてこれが安全の爲めに神殿内に匿し置いたものであらうと云ふのである。

この書の目的とするところはその内容に於て見る様にイスラエルの民を教導すべき標準イエスの治世に於ても天體禮拜は盛んに行はれてゐる。そこでこの書は申命記法と稱せられた。マナセ王の時代に於ては舊來の種種なる

ので、社會道德的教訓並に宗教儀式中に含まれてゐる教訓を註釋、布衍したものである。恐らくこの書の作者はその時代の必要に應じて自己の見解を下し特色ある記録を作つたものであらう。ドライバー博士がこれを評して『古き律法を新しき必要に應じて作れる豫言者的警世の文字である』と云つてゐるのは誠に當を得たものであると思はれる。

さて次に何時頃書かれたものであるか、著作の年代を考へねばならない。その内容に於てモーゼ律に準據してゐる點及び、その書の發見がヨシヤ王の第十八年即ち紀元前六百二十一年である點より見て、この著作はモーゼより後ち而かも紀元前六百二十一年以後ではない事は明かである。更に内容の點より考へて見るに、その規定の中に『天の集群を拜する事』を禁じてゐるものがある。而してこれを禁じてゐる事はこの書著作の當時かかる種類の禮拜が行はれてゐた事を示すものである。

今この種の禮拜が盛んに行はれた時代を歴史に見るこ、それはユダ王朝第十一世の王アハズ王(Ahaz)の時代(前七三六—七二七)及びマナセ王(Manasseh)の時代(前六九五—六四一)(II Kings XXI:3)アハズ王は自らエホバに熱心なるものと自任して居たのであるが、宗教禮拜に新奇を好み新しく祭壇を設け、更にアッシリアより輸入せる天の集群禮拜のために社殿の屋上に新しく祭壇を設けたのである。(2 K. XXIII:12)併しその後十六年を経て即位せるヒゼキア王の改革によりて大に除かれたのである。又マナセ王の治世に於ても天體禮拜は盛んに行はれた。マナセ王の時代に於ては舊來の種種なる

偶像禮拜復興し、バールの祭壇また新たに設けられ、王は自らアッシリヤより天體禮拜を輸入し、父ヒゼキア王の廢棄せし凡ゆる偶像的儀式を行つたのである。加之豫言者に對する迫害は一層激烈を加へたのであつた。

さてこの律法の書の指してゐるところはこの兩時代の何れであらうか。恐らく、アハズ王の時代に於ける天體禮拜を指せるものではあるまい、何となれば一度ヒゼキア王の改革が爲された以上これを更に禁じたとも思はれないからである。若しアハズ王時代でないことをれば残るところは只マナセ王時代のそれより外ない。故にこの律法の書はマナセ王治世の間よりヨシヤ王治世の第十八年に至る間に出来たものと推定する事が出来る譯である。

更に私はこれを當時の豫言者の思想と對して考ふる時一層この推定は明かになる事と思ふ。茲にアモス、ホゼア、イザヤ等の思想に就て述べる事にする。

アモスはエロベアム二世の頃に活動した人である。

牧人であつたが豫言者として起ち、神の正義なる事を説き、當時のイスラエルの國

状を批判し、墮落せるイスラエルに來るもの

は只滅亡あるのみであると説いたのである。

又ホゼアはアモスより稍後れて、紀元前七五〇—七四〇年頃に活動した人である。高貴の

家の生れであつたが或る家庭問題のために惱み、その解決と共に豫言者として起つたのである。彼の妻は不貞の女で、姦夫との間に子供をさへ作つたのであつて、これが痛くホゼアを悩ましめたものであつた。そしてこの家庭問題の煩悶の解決が同時に人生問題、社會問題、宗教問題の解決となり自身の問題の

解決となつたのである。彼は妻の不貞不倫を國民の神に對する不貞不倫を比べて説か、その當然の結果として滅亡の運命を待つより外はない、と説いたのである。併し乍ら彼は只神の正義のみを説くばかりでなく、神の愛を高調した。神ミイスラエルの民との間の連絡は只愛に存するを力説してゐる。これ彼が妻の不貞不倫よりの煩悶の解決が愛に存したものであつて、その自身の體験から生れ出たものに外ならない。この愛の觀念は申命記法に於て亦發展してゐるのである。

イザヤはウジヤ王の死せし年（前七四〇—七三六）より七〇一年まで豫言した。生れたのは前七六〇年頃でアモスがペテルで豫言した頃彼は尙ほ幼き少年であつた。而して彼は至高至嚴なる神の示現に打たれて痛悔戰慄の結果一豫言者として立つに至つたのである。從つて彼は聖云ふ思想を以て主要なる教義として教へた。彼は人間の方面に於ける聖を一つの意義に使用してゐる、第一は罪の汚れより分離する事、第二は神に事ふるため淨め分たる事である。

ホセヤの愛の思想が申命記法に於て開發してゐるところ同様イザヤの聖の思想が又申命記法現はれてゐる。（Dt. XIV: 2, 21, XXVI: 19）

かく考へ来ればこれら豫言者の思想は可成り多くこの申命記法に影響を與へてゐる事がわかる。然るにヨシヤ王時代に活躍した豫言者エレシヤの思想はさうかと見るに、その思想は却つて申命記法に負ふところのもの様に考へられる、従つてこの律法の書即申命記法はマナセ王の時代に書かれた云ふ推定は一

解决となつたのである。彼は妻の不貞不倫を

層明瞭になる事と思ふ。

(六)

三 刑法に關して

イ 三つの邑の制定 (XIX, 1—3)

ロ 謀殺、故殺の殺人者に對する規定 (XIX, 4—13)

ハ 所有權の制定 (XIX, 14)

ニ 證人 (XIX, 15—21)

四 其他の規定

イ 戰争に關し (XX, 1—20)

ロ 行倒れ人に關し (XXI, 2—9)

ハ 俘虜の女に關し (XXI, 10—14)

ニ 愛する妻と惡む妻に對する規定 (X

XI, 15—17)

オ 背悖の子に關し (XXI, 18—21)

ハ 死刑に關し (XXI, 22—23)

チ 巢に在る雛鳥に關し (XXII, 6—12)

ト 家畜の建築、結婚、姦淫等に關し (X

XII, 8—30)

ヌ ハバの會に入らざる者に關し (X

XIII, 1—8)

リ 陣營内に於ける聖潔 (XXIII, 9—16)

ヲ 女娼、男娼の禁 (XXIII, 17—18)

ハ 利息を立てる事に關し (XXIII, 19—20)

カ ハバの誓に關し (XXIII, 21—23)

イ 離縁に關し (XXIV, 1—7)

ハ 質入、質物、拐帶に關し (XXIV, 7—13)

タ 借入に關し (XXIV, 14—15)

レ 罪の自責 (XXIV, 16)

ソ 外國人、寡婦に關し (XXIV, 17—22)

ネ 副子を定むべき事 (XXV, 5—10)
 ナ 夫婦争ひに關し (XXV, 11—12)
 ラ 正しき計り (XXV, 13—16)
 ム アマレク人に對し (XXV, 17—19)
 ウ 產業に關し、並にエホバの神に對する謝恩に關し (XXVI, 1—15)

以上の如き諸規定である。而してこれら規定中特に重要視されるものは宗儀集中のそれである。即ちエホバ神を唯一神なし、他の偶像的諸神を廢し只一心にエホバ神に忠誠を盡すべく、そのためヨシヤ王はその禮拜所を國の中央エルサレムに定めたのである。

『汝らの神エホバその名を置かんために一つの所を撰びたまはん。汝らその所に我が命する物をすべて穫て行くべし』(XII: 12)

偶像の記號又は異教的迷信的根跡を有するものは凡てこれを嚴禁し (XVI, 21—XVIII, 9) その民を特に愛し、これを贖ひ王ふエホバ神に『心を盡し精神をつくして』『この地に於て汝らが世に生存する日の間』常に守り行ふべき事を教へたのである。

更にこの申命記法が他の律法に比較して一大進歩を示してゐるのは、これが甚だしく人道的であつて、愛を高調せる點である。是れは他の律法中に見ざるところであつて、これによつても愛を高調した豫言者の思想の影響がある事を知り得る。而してこの書に於て説く愛は極めて廣いもので、隣人、貧者、寡婦、孤兒は勿論、しび人、旅人更には家畜類動物にまでも及んでゐる。而してこの愛の高調は後世キリスト教に於て著しく發展したものである。

この申命記法を既に存せる十誡或は誓約の書

を比較すれば、その事に申命記法の規定が如何に人道的に進み、愛の高調せるものなるかを知る事が出来る、茲に詳細に比較する事を控へたのであるが、一二の例を二つて見様。十誡中、第四誡には安息日に關する規定を定めて

『安息日を憶えて之を聖潔すべし、六日の事勞きて汝の一切の業をなすべし、七日は汝の神エホバの安息なれば何の業務をも爲すべからず、汝も汝の子息、息女も、汝の僕婢も、汝の家畜も、汝の門の中に居る他國の人も然り、そはエホバ六日の中に天ご地ご海ごそれらの中の一切の物を作りて第七日に休息めばなり。是を以てエホバ安息日を祝ひて聖日ごし給ふ』(Ex. XX, 8—11)

この安息日を守るべき理由としては只エホバ神がその業を安息せりとの例に倣へてこれを守るべきものではなく、エヂブトより救出されたるを感謝し、愛を行はんがためにこれを守るべきを規定してゐる。その精神に於て甚だしく相違してゐるのである。

又義しき審判に關しても誓約の書に規定されてあることを見れば、『凡ての人にしたがつて道を開くべからず』(Ex. XXIII, 2) があつて道を開くべからず

これは單に正義公正の道を規定せるに過ぎない。然るに申命記法に於ては更に精細に制限を附して一層明白にし、審判に方つて陥り易き弊害を禁じてゐる『汝裁判を拒くべからず、人を偏視すべからず、賄賂をもべからず』と規定してゐる。又申命記に於ては奴隸を扱ふに入格的になしてゐる『若し六年汝に事へたらば、第七年に汝これを放つて去らしむべし』とかくに於ては何ら相違はないが、申命記法に於ては只鳥獸を放つが如くに見ないで、これを人格的に取扱つてゐる。即ち神の子として取扱つてゐるのであつて、その放つ時には相當なる報酬を與ふる規定になつてゐる『汝これを放つて去らしむる時は空手にて去らしむべからず、汝の群ご禾場ご搾場の中より贈物をさりてこれが肩に負はずし即ち汝の神エホバの汝に祝福を賜ふごころのものをこれに與ふべし』とある。其他細かなる點に於ても申命記法の規定は單なる規定ではない深く倫理的、宗教的教訓を含むものである。尚ほ又申命記法以後の法典聖潔の律法(The Code of Holiness) (利未記第十七章—第廿六章に亘る法典である) 及び祭司典 (The Priest Code) と比較して見れば、これら後代の法典に於ては全體として申命記法より一層進歩せるものではあるが、稍偏した發達をなせるものであつて、宗教的儀式に關する點に著しき進歩を見るのみである。例へば、天幕に於ける犠牲、禮拜、聖めの式、贖罪の儀式、祭司職の義務等に關する宗教儀式に於ては他の法典より進んだものである。申命記法に於ても亦祭司典に於ても共に十分一稅が規定されてゐるが、その兩者の間には非常な相違がある。申命記法に於ては收獲の十分の一を中央エルサレムの聖殿に持ち行き、收めるのが規定であり、遠隔の地にある場合には金錢を以て代納する事が出來た。この金錢は中央聖殿の供物の料とせられたのである。尤も十分の一稅は祭司の生活のため或は神殿服務のために使用されなかつた様である、或一定の年を定めてこれをレビ族、旅人、孤兒、寡婦等に分配したのである。(Dt. XIV, 28—29 XXVI, 12—15) この年は三年目每で、七年目毎には土地休耕の年として全く稅を免ずる規定であつた、併し祭司典の規定に於ては稍異なる。その十分の一の稅は農作物のみ限られて、家畜等には及んでゐなかつた。

(七)

ヨシヤ王はかくてエルサレムの神殿のみを以てイスラエル人の禮拜をなす場所と定め、申命記の成文律を以て宗教根本要素となした。茲に唯一神的、律法的宗教の基礎は確立したのである。この點に於てイスラエル宗教は一般の進展をなしたものであると云ひ得る。併し同時に好ましからぬ結果はその反面に導き入れられたのである。

法律的要素は深くユダ宗教に入り、律法的宗教となつて以來、申命記法は徒らに國家的法律として讃美され、律法偏重の氣風のみ盛んになり、従つて精神的内容は忘却され、宗教的生命は失せて、只形骸としてのみ残る様になつた。豫言者エレミヤがユダの人々に向つて、『汝らは益なき偽りの言を頼りさす』(Jer. VII. 8) と呼べるはこれを指して云つたものである。申命記法を指して儀式的律法書と呼んで痛撃せるは蓋しかかる事情を指したものである。

ヨシヤ王の改革の結果は如何と見るに、ヨシヤ王は前六〇八年エヂブト王の軍をメギドンに迎へて戦ひ、軍敗れて戦死した。王の戦死は同時に改革派の敗亡であつたと云ひ得る、勝ちを得たるエヂブト軍はカナンを我有とし横暴を極め、ために切角改革された宗教は

新刊

新刊

學部卒業試験施行

本學年度學部各科卒業試験を左の通り施行した。

1月1日より1月11日まで

大學豫科修了試験施行

本學年度大學豫科修了試験を左の通り施行した。

1月17日より1月14日まで

專門部卒業試験施行

本學年度專門部各科卒業試験を左の通り施行した。

1月9日より1月13日まで

學部並大學豫科學年試験施行

本學年度學部各科第一、二學年及び大學豫科

第一、二學年學年試験を左の通り施行の旨である。

專門部學年試験施行

本學年度專門部各科第一、二學年學年試験を左の通り施行の旨である。

1月9日より1月13日まで

卒業式舉行豫報

本學學部第三回、專門部第三十九回卒業式は大學豫科修了式、附屬關西甲種商業學校第十

一回及び同關西大學第二商業學校第一回卒業式を兼ねて本月二十日午前十時から福島學舍講堂に於て舉行の旨である。

本學專任教員茶話會開催

去月一十六日午後一時から千里山學舍クレバ・ハウスに於て本學專任教員の茶話會が催され、松本學長の時局に關する講話を中心に各自歡談を交へ三時頃散會した。

マーシャル經濟學論集の上梓

アルフレッド・マーシャル記念論文集が本學宮島教授監修の下に沖中教授外關西大學經濟學會會員數氏に依つて翻譯されつゝあつたことは既報の通りであるが、過般その全部が譯了せられたので、愈近く『マーシャル經濟學論集』なる書名で上梓されることがになつてゐる。

駐日ドイツ大使ゾルツ氏の 本學ドイツ文化研究會名鑑

(會員受諾)

過般本學ドイツ文化研究會が創立せられたことは前號所報の通りであるが、それと同時に駐日ドイツ大使ゾルツ氏に同會の名譽會員たるやうな推薦中の人物、今回左の通り快諾の書信を寄せられた。

Tokio, den 18. Februar 1927.

Sehr geehrter Herr Professor,
freundlichen Schreiben vom 10. d.M.
entnommen, dass sich an der Kansai-

Universität in Osaka unter Ihrer Leitung
ein "Verein für die Erforschung der
deutschen Kultur" gebildet hat. Ich

begrüsse diese Gründung aufs wärmste als einen weiteren Schritt auf dem Wege der kulturellen Annäherung beider Länder und nehme die Ehrenmitgliedschaft Ihres Vereins mit aufrichtigstem Dank an.

Ich wünsche Ihrem Unternehmen guten Erfolg und bleibe in vorzüglichster Hochachtung.

Ihr ergebener

Deutscher Botschafter.

宮島教授の佛文化協會

由承り欣喜に不堪候此度貴會の御創立は日獨兩國の文化的接近の上に一段の歩を進めたものにて慶祝至極に存ぜられ、貴會名譽會員の稱難有受諾仕候貴會の御發展を祈り併せて貴下に敬意を表申候 敬具

ドイツ大使 ゾルツ

評議員に推薦せらる

佐々教授の學外講演

本學教授佐々穆氏は去月二十六日大阪英語教員協會の會合に招待され語學習得に關する一場の講演を試みた。

佐々教授の學外講演

本學教授佐々穆氏は去月二十六日午後一時より福島學舍にて專門部の經濟原論を補講せられた宮島教授は、日曜日に多數學生の登校せるを機にし、講義終了後特に同教授所藏の經濟學に關する古書珍籍十數點を自宅より取寄せて第十一教室に陳列し學生の展覽に供せられた。日頃名のみは親み深い諸名著が目の當りに古色蒼然たるを見て多くの學生も流石に立ち去り難き風情に見えた。(第一四頁に續く)



福島學舍に於ける宮島教授所藏古典經濟書展覽會

右抄譯

東京 一九一七年 一月十八日

敬愛なる教授

本月十七日附貴翰に依り貴下御統轄の下に『關西大學ドイツ文化研究會』設立せられ候

故戸田省三氏の遺骨歸着

本學留學生として滯英中であつた戸田省三氏が去月二十八日ロンドンの客室に於て突然逝去したことは前號所報の通りであるが、遺骨は恰も同氏の逝去直後ロンドンを立つてシベリア經由歸朝の途につかれた山口高等商業學校留學生國吉省三氏に依つて齋らされ、去月十七日早朝關門着の關釜連絡船で無事歸着、同地に於て出迎の遣族に引渡された。尙ほそ

の節本學からは理事室秘書木戸卯之助氏が大學を代表して關門まで出迎へた。右遺骨は一應故人の郷里に持ち歸られ、更に同月二十二日早朝遣族帶同、本學關係者、故人の友人知己等の出迎を受けて大阪に歸着、東淀川區中津町に在る嚴父の家に先づ安置せられた。因に告別式は遺兒哲雄君喪主となり同月二十八日午後二時から市内東區谷町三丁目日本メソヂスト大阪東部教會に於て執行され、一般會葬者の外、本學教職員その他關係者多數参列して弔意を表した。



戸田省三氏

附屬第二商業學校彙報
卒業學級茶話會開催 去月二十六日午後六時から卒業學級の茶話會が開催せられ、教諭並に同學級生徒一同出席、盛會を極めた。
本學年度在學學級授業終了 在學學級の本學年度授業は本月二日を以て終了し、同四日より九日まで進級試験を舉行した。
卒業式舉行豫定 本月二十日午前十時から第二回卒業式舉行の筈である。

の件をそれぞれ議定した。

校友の面影

▲著述家 小笠原語咲氏▼

明治三十六年法律學科出身

本誌第四十四號新刊紹介欄に於て紹介された『南朝山河の秋』の著者小笠原白也氏を訪れる。名は語咲、白也はその雅號である。氏は目下稗史から見たる南朝の史跡、地理の研究に没頭してゐられる。

さらさらと鳴る枇杷の葉に古淡な詩心を澄ましつつ氏は創作の筆を運び、筆進まざる時は瓢然出でて書店に、古社寺に、圖書館に獵書の半日を過す。斯くして一作一編成る毎に白也文庫と號して自費出版をしてゐる。既に『南朝山河の秋』に次いで舊臘『その夜』を第二編として上梓した。

氏の顔容は甚だ偉大であるけれども鼻梁猛からず慈眼温かく、魚尾亦甚だ長く情味豊かに溢れて對者を包む感がある。天庭、司空其に濶けて廣量であることが自ら表はれ、正と順とを愛して、輕薄、權謀、功利、小才を憎む性も亦自らその態容に感じられるところである。若し氏にして自ら退いて閑居し無心如意の筆一管に後半生を托して、不遍、不倚の生活を選みたりとすれば、氏も亦甚だ克く自らを知れるものであらう。

その言語は鈍且つ重の感があるけれども妄に驕を恨むことなく、阿諛苟合に腐心するの愚も畢らず、一語一句忠且つ信の感が深い。居座の篤敬も亦筆者を打つた。

氏がその作『ハンザケ村』にてハンザケ即ち山椒魚を叙したる文に「その陸上を歩むや極め

て鈍重に傍若無人の態度を示し、その水中を泳ぐや極めて悠々放從無賴の舉動を敢てし、しかも死を恐るの状なく妄に對敵動作に出づることもない。愚か、痴か、それとも我がハンザケ氏は知者なるか、勇者なるか」の一

句があるが、初對面の時、人は氏に對して知者なるか果た勇者なるか思ひまぎふものがあるかも計り難いのであるが、少くとも筆者は一見して氏の胸奥に燃ゆる情緒、重き一語一語の裡に含まれたる周到微細なる觀察力に驚ろき、犀利なる諷刺を感じたのである。

氏は談闇創作の主題に及んだ時、「技巧、機智の發達が如何にもあれそれは、創作の新生面を開拓する力としては極めて弱いものではあるまい。人を動かすものはその創作に底流する思想であり哲學でなければならぬ。而して何處の國何時の時代に於て人を動かすものは至誠である。現代の創作に最も缺けたものは至誠である。たゞひ風俗、世態は時勢と共に遷移して行つても、その内に至誠を失へば人の心を打つ力は、その作に見ることが出来ない。至誠は實に鬼神をも動かす故人の言にもあるが全くさうである」と語られた。

氏の南朝史跡研究は、豫てより漢學に蘊蓄深き氏が、東洋思想の研究に志し、先づ日本固有の思想を究めんとしたことに端を發したのであるが先づ數年はこれが研究に没頭することここで既に北陸、山陰、山陽、佐渡、隱岐の三島に隅なく遺跡踏破もされたのである。氏の略歴を左に紹介すれば、

試験を受けて小學校の教員となつてゐたが、志を立てて大阪に出で、明治三十三年關西大學法律學科に入學し、傍ら附近の小學校で教鞭をさり學資に當て、三十六年同科を卒業した。その後も暫らく小學校教員或は校長等を勤めてゐたが、その間、大阪毎日新聞の懸賞小説に長編「姫ヶ淵」を投じ一等に當選、賞金五百圓を受けた。その時の二等當選は確か大倉桃郎氏であつたとのこである。

明治四十一年の秋、大阪毎日新聞社に記者として入社し、漸次累進して校正部長として社内に重きをなしてゐたがたまた退社したのであるが、その間政治小説「此一票」を春陽堂より發行し、小説「三人の母」を毎日紙上に連載し後同じく春陽堂から單行本として發行し、その他「女教師」「妹」——共に大阪青木嵩山堂發行、「古き東北より若き北海道へいそがぬ旅」——



小笠原 咲唉 氏

すれば、北海道を旅行し石狩川に扁舟を驅つて遡江の途に、

江流杳渺萬波泓

兩岸遙聞狗吠聲

冬日光暖鑿石狩

客船未半赤陽傾

又、稚内の孤宿にて讀みたる、

黒雲黑雨逐寒飈 終夜鑿々聽激潮

宗谷鬱頭冬既到 驛亭孤客意窓寥

クダラツ湖畔に一泊して

美哉北海碧波濤 德意告別淚潛々

從走橫行三十日

可愛十洲無限山

懲懲告別淚潛々

校友彙報

泉 浩三郎(天一二經) 行高宮支店彦根出張所

中野一雄(天一五大鶴法) 港區八幡町町東二丁目二

白井一夫(天一五專法) 京都市下京區二宮町上ノ

野村滋藏(天一五寺法) 堺市櫛屋町東二十七番地

北岡醇平(天一〇商) 京都市下山手通七ノ八八

水本信夫(天一五專法) 太郎方

新井 寛(天三法) 名古屋市中区宮山町四八

水本信夫(天一五專法) 神戸市下山手通七ノ八八

浅野敏雄(天一五專法) 東區京橋三丁目七五、株式

有田幸三(明四四經) 會社大林組現業課

遠藤正一郎(天一五對經) 東京府荏原郡矢口村小林二

水本信夫(天一五專法) 五二

横田長次郎(天六法) 東淀川區中津本町四二八

田村清吉(明四三法) 有田幸三(明四四經)

横田長次郎(天六法) 東淀川區中津本町四二八

校友動靜

田村清吉氏(明四三法)

今般横濱市助役に就任された。

竹崎米吉氏(大二法)

沖繩縣內務部庶務課所判事に榮轉された。

野村滋藏氏(大二五大英法)

今般神戸市下山手通七ノ八八

水本信夫氏(大七法)

今回神戸市下山手通七ノ八八

七丁目八八にて水本法律並計理事務所を開設。

飯田清藏氏(大二商)

從來○一レン石油厨

爐一手輸入元今井屋商店經營中の氏は共同

經營者に一切の經營を委任し昨年十月より

加島信託株式會社に入社し專務取締役星野

行則氏の秘書として勤務。

校友住所移動

山田一太郎(天一〇法)

西淀川區大和田町五二九

原 謙(天一二經)

神戶市外岩屋松本五六ノ一

横田長次郎(天六法)

東區船越町二丁目五四

田村清吉(明四三法)

横濱市老松町二ノ二七

山田 謙(大二五專法)

東淀川區國次町三〇六

柿澤貞吾(天一三商)

朝鮮咸北會寧圖們鐵道株式

眞鍋竹次郎(大一五專商)

住吉區濱口町二二〇江川方

校友逝去

千里山佛壇送稿先變更

爾今千里山佛壇揭載希望の俳句原稿は
選者轉住につき左記宛御送付下された
く候

大阪市十三橋南岸

有田朝冷宛

愛媛縣喜多郡長濱町
伊豫木村株式會社社長
長濱商工會議會長同町會議員
(明治二十四年法律學科出身)

右詠音に接し謹んで弔意を表す

千葉県久米町一丁目官舍
間部健藏(大二法)

那霸市久米町一丁目官舍
滋賀縣彦根町土橋 近江銀

奴隸制度の下降過程

—中世ゲルマン社會に於ける奴隸制度研究の一—

關西大學講師 辰巳經世

はしがわ

イングラムの名著『奴隸制度の歴史』—— J.K. Ingram, History of Slavery』が取扱つてゐる

のは古代社會に於ける奴隸制度及び近世初頭に於ける植民地奴隸制度に限られてゐて、中世のゲルマン社會の奴隸制度には全然觸れてゐない。(千里山學報第三十二號以下連載拙譯參照)。勿論イングラムは積極的にゲルマン社會に於ける奴隸制度の存在を否定したわけではなく、又その研究を特に古代社會並に近世植民地奴隸制度に限つたのは、彼自身が依據する正當なる理由に基くものと思惟せらるるが、然も彼の著がこの種の問題に關する最も權威あるものの一つである關係上、動もするごローマ帝國の崩壊と共に奴隸制度は終焉して、歐洲諸國に於て見られたのは寧ろ農奴制度若くはこれに近きものであつたかの如く一般に信ぜしめる危險性のあることは明かである。従つて中世のゲルマン社會に果して奴隸制度が存存しなかつたか、或は反對にその存在を趾づけ得るのではないか、存したとしても一つの制度として研究するに值しない程度のものであつたか、或は反對に充分その重要性を主張し得る程度のものではなか等の問題は、この種の研究に興味を有する者に取つて著しい關心事でなければならぬ。本稿はこの方面に於ける重要な試みの一であるヴァーベランド女史の『中世ゲルマン社會に於ける奴隸制度』(A.M. Vergeleand, Slavery in Germanic Society during the Middle Ages) の一部分を紹介したものである。

一 總論

吾吾は奴隸制度に關する知識を主として二種の資源から惹き出す、即ち歴史から之法制からして生存し得るか等に關する心理學的問題は吾吾に取つては、何時又如何にして彼がは、吾吾は勢ひ法制に向はなければならぬ。されば、吾吾は勢ひ法制に向はなければならぬ。されば、吾吾は勢ひ法制に向はなければならぬ。彼がは常に必ずしも明確ではないとしても、殆ど凡ての生活關係に關する一定の結論が依つて以て惹き出され得るところの行動に對する法則を定むるものである。奴隸制度は一社會形態であるのみならず、何よりも法的關係であつて、殆ど獨占的に私法の第一位を占めてゐる。とは言へ、よし奴隸が法律の條文に顯著に顯はれてゐることも、それは物として及び人としての彼の特殊の二重關係に基づくのである。

ここでは先づ奴隸制度の發展を誘致し、その主要形態を構成する諸原理の検討を以て初めやう。制度を制度として研究することは他の諸の場合には甚だ多くの満足を供與するかも知れぬが、奴隸制度に關してはそれは單なる結果を示すに過ぎない。蓋し奴隸の地位はそこ古くは恐らく獲物として喰はれたであらう、後に至つて神及び英雄のための犠牲とされたであらう、而して最後に奴隸は働かせられるために存在する。彼は駄獣——一般に彼がその運命を分つところの——以上の何ものでもない、ただ彼は才能を有するが故に無言の畜生や死物である道具よりも危険ではあるがより價値ある財産であるに過ぎぬ。而してこそに、即ち物として又人としての彼の一重性の

上の特化を必要とする。人間がかくの如き独立個性のない限界内に生存し得るか否か、又さうして生存し得るか等に關する心理學的問題は吾吾に取つては、何時又如何にして彼が二種の關係を豫見し、且つ相異なる二種の結論を導き出さなければならぬ。彼の存在の一方面に對して、若くは他の一方面に對して加へられたる重要視は、一種の利己的若くは利他的態度を創造する。若し利己がその關係を支配するならば、奴隸制度の頑強な打ち碎くに相違ない。だから奴隸そのもの的研究に當つては、普通用ひらるる科學的方法に代ふるに哲學的方法を以てする方がよい、蓋し文明史の學徒に取つて興味のある諸點は、事實全體として何の特徴もない民族的若くは種族的相違よりも、遙かに多く奴隸制度の存在理由及びその主たる體様であるからである。

人類生活の一形態としての奴隸制度は一般に二の主要見地から研められる、一は下降的見地にして本原的な且つ粗笨なる形態である。他は向上的見地にして自由の裡に終るべき後年の發達せる狀態である。下降的見地は奴隸制度に於ける支配的觀念として直にそれ自身を示す。奴隸は使用のために存在する、最も未だ曾て存在したることなく、ただ或目的に役立たしめるために或強制的行動に依つて創造されたものであるか、或は自然的、即ち既に打ち樹てられたる先次體から發達し、その結果一制度として最後に奴隸制度に到達したのか、その何れかであり得る。人爲的條件の場合には、人は曾て自由であり、その仲間さ平等であつたが、運命の急變に依り、又後に説明さるべき理由のために奴隸の境遇に陥し

入れられるのである。ところが自然的條件の場合には、波動的關係が永い習慣に依つて永久的となるのであつて、それは繼續し且つその繼續は社會に、舊に新たなる階級のみならず、時の經過に従つて、文字通り一の新たなる民族を齎すのである。この民族の間では劣等な性質が優勢となり、そはも早假定的でなくして、實際的、恒久的、且つ典型的となる、従つて隸屬關係は法律的 (de jure) でなく實質的 (de facto) となる。かの有名な昔のノールウェーの詩、*Rigspula* の中に、階級の起源に關する次のやうな章句がある。

『黒髪の(外國種なるが故に)、不具の奴隸が一足取の重くて不格好な、野暮な振舞な鈍重な労働者が最下級に居り、自分の外貌を誇りげにしてゐる、相當の暮しをしてゐる百姓がその上に、そして氣持の良い運動で充分に發達し切つた肉體を有ち、黃金色の頭髪ごつやつやしい皮膚を持つ貴族が最上級に……』

キリスト教徒の民主主義的な見解はかくの如き差別觀を輕蔑し、そを無意義なものと考へるであらう、邪教徒の貴族主義的な見解はそれを抹消し得ず又敢てせぬであらう、而して吾が先づ研究しなければならぬのはゲルマン人の生活のこの方面に關してである。

奴隸が依つて齎らざる主たる過程として征服、購買、犯罪等を擧げ得る。

イ 征 服

歴史は戰争その他の暴力的手段に基く暫時的奴隸に關する最初の例を提供する。戰争は恐らく永久的、自存的奴隸階級の存在に先づて奴隸階級を補充するの最も古き且つ最も自然

的方法である。この方法は單純なる唯劣る所以を決するところの全世界的、普遍的一定言に合致する。即ち力の喪失は身體の喪失を意味し、武器を他に委する者は凡ゆるもの——生命、自由、平等性をすら他に委すこそとなる。歴史は奴隸を主たる戰利品たらしむるの例を多く提供してゐる。キリスト教がその改良事業に手を延し初めてからですら、吾吾は *Gregory of Tours* の中に次の如き章句を見出す、即ち *Theodoric* はその人民に向つて、「俺について來るがよい、さすればお前たちを金や銀を思ふさま手に入れるこの句を見出せる。即ち *Chlodovech* の息子たちが相争つた際に、彼ら兄弟は互に相手方から捕へて來た俘虜を奴隸にした。そこで家畜や奴隸や織物をいくらでもせしめることができる」と言つて居り、*Chlodovech* に行はれた。而してこれらの奴隸の非常に多くは、よし積極的な征服に依つてではないさして、戰争に依つて得られたものであるには相違ない。凡ゆる歴史に於ける無數の實例が、これ以上の説明を必要しないほどに、この種の風習の存在を示してゐる。

○ 購 買

歴史は又奴隸獲得の第二の方法、即ち購買(物交換を勿論含む)に依る奴隸階級の發生に就て示してゐる。このためには既に俘虜が存在するといふ、従つてかくして自由を喪失せん者のが存在するといふ階段が必要なる前提考へられ得る。ゲルマン人の家長はその子供及びその全家族を賣却する權力を有つてゐる

力論に基き、力に於て劣る者が權利に於ても劣る所以を決するところの全世界的、普遍的一定言に合致する。即ち力の喪失は身體の喪失を以て罰せられた。自由なる個個人はかくして殺人、不法關係、竊盜、或は債務のため奴隸たらしめられた。暗殺は竊盜と共にゲルマン人に取つては特に明正大ならぬ性質は自由人たるに値しないからである。自由人である婦人の品位を傷けた場合には、吾吾は歴史に依るよりも法律に依る方がよい。法律はその性質が同様に波動的な奴隸制度の今一つの狀態を示す、即ち加罰の方法に依る奴隸階級の發生がこれである。ここでは吾吾の考慮は戰争等の如き機會に支配される場合でなくして、秩序だつた社會生活を對象とする。そこには最早戰敗と掠奪を伴ふ無秩序なる戰亂ではなくて、平和的な交渉のみが存する。かくの如き平和と秩序の基底は義務の觀念である。義務の觀念は然し無視や暴戾に對する加罰なくしては維持され得ない。ゲルマン諸法は概して犯罪及び債務に關して多くの内容を含んでゐる。ゲルマン武人の眼には國家の義務は最も單純なる種類のものである。政府は生命財産を保護し國境を守るためにのみ存在する、それが要求され得べき凡てである。だから國家はローマ人が知つてゐたやうな複雜な完成した機構としてではなく、最も粗笨なる形に於てのみ見出される。凡てのゲルマン法に於て平和の侵害は一定額の罰金に依つて贖はれ得た、もつて嚴酷な方法、例へば切斷(耳鼻なぞ)、追放、死刑等は昔日の如き戰亂や無政府狀態の勃發に

た。單純なる物物交換の一例は、或王子が初めは一匹の羊を交換され、次で一着の上衣を換へられ、最後に九マルクの黃金で買はれて行つた徑路を物語つてゐる (*Saga of Olaf Trygvasonar*, c. 5, 6.)。教會は俘虜を買ひ取つてそを自由ならしむることに依り、奴隸賣買を廢止することに全力を盡したが大した效果は得られなかつた。

ハ 犯罪及び債務

犯罪の結果人が奴隸にされる場合を考究するためには、吾吾は歴史に依るよりも法律に依る方がよい。法律はその性質が同様に波動的な奴隸制度の今一つの狀態を示す、即ち加罰の方法に依る奴隸階級の發生がこれである。ここでは吾吾の考慮は戰争等の如き機會に支配される場合でなくして、秩序だつた社會生活を對象とする。そこには最早戰敗と掠奪を伴ふ無秩序なる戰亂ではなくて、平和的な交渉のみが存する。かくの如き平和と秩序の基底は義務の觀念である。義務の觀念は然し無視や暴戾に對する加罰なくしては維持され得ない。ゲルマン諸法は概して犯罪及び債務に關して多くの内容を含んでゐる。ゲルマン武人の眼には國家の義務は最も單純なる種類のものである。政府は生命財産を保護し國境を守るためにのみ存在する、それが要求され得べき凡てである。だから國家はローマ人が知つてゐたやうな複雜な完成した機構としてではなく、最も粗笨なる形に於てのみ見出される。凡てのゲルマン法に於て平和の侵害は一定額の罰金に依つて贖はれ得た、もつて嚴酷な方法、例へば切斷(耳鼻なぞ)、追放、死刑等は昔日の如き戰亂や無政府狀態の勃發に

對する恐れから、最も重大な犯罪に對してのみ備へられてあつた。財產權の侵害及び支拂義務の不履行は一般に短期若くは長期間の自由の剥奪を以て罰せられた。自由なる個個人はかくして殺人、不法關係、竊盜、或は債務のため奴隸たらしめられた。暗殺は竊盜と共にゲルマン人に取つては特に明正大ならぬ性質は自由人たるに値しないからである。自由人である婦人の品位を傷けた場合には、後者が奴隸たらざるを得ざる運命に當面する。又家長が債務の擔保として提供され得ず、且つ第三者でこれを救ふものがない場合に、後者が奴隸たらざるを得ざる運命に當面する。又家長が債務の擔保として提供され得ず、且つ第三者でこれを救ふものがない場合もあれば一時的である場合もある、即ち債

務者は負債額が償却され終つた後までも繼續的に債務者の下に働くを要しなかつた。博愛を教義とする教會は勿論この方面に於ける慘酷なる習慣を打破することに多大の力を致し、又かなりの程度にその效果を收め得たことは事實である。然しそは又同じ教義に則り、戦争の俘虜、回復されざる人質、追放犯罪人等を、殺されるよりは増しであるといふ見地から奴隸たらしむることに盡力したことも事實である。而もかくして奴隸となつた人達は頭髪を切られ、頸に革紐或は金属製の頸輪を巻かれて、文字通りその主人の酷使に甘んずるこゝを餘儀なくされた。

債務のために奴隸にされるこゝは又、結局債権者に対する債務者的人身抵當たる性質を有するものである。蓋し債務者が支拂不能に陥るが如き場合には、債権者は何時でも債務者をその奴隸となし得るからである。又若し債務者が支拂不能であり、且つ何人も彼を救助せぬならば、或は若し彼が強情を張つて働くことを肯んじないならば、債権者は彼を債権相當額で他に賣却することもできる。彼は又債権額に相當するこゝのものを債務者の身體から切り取ることもでき、又若し債務者は恐らくはその安全の侵害に対する復讐行為として、己れに反抗する奴隸の身體の或部分(耳或は鼻)を切り取ることもでき、又若しそ者が現行中に捕へられた窃盜であつた場合には、これを殺戮するこゝすらできた。

奴隸制度のこれらの階段が一般に偶然的な、人爲的な性質の波動しつつあるものであつて何ら永続的なものに依存しないといふこゝは、奴役状態が忽ちにして齎らされ又急速に

變化され且つ廢され得るこゝの事實から容易に知ることができる。戰況の急激なる變化に依つて救ひ出された俘虜は、忽ちにして以前と同様の自由人となる。賣買に依つて奴隸にされた者或は異邦人なる故を以て奴隸にされた者等は、その所有者の見積る價值相當額の補償に依つて自由となることができ、而も自由人としての彼の權利は以前に何ら異なるこゝろがない。更に犯罪又は債務のために奴隸にされた者も、充分なりと認めらるるだけの罰金の完納に依り、或は窃取財産若くはその三倍の價值の賠償に依つて自由を購ふこゝができる、或は又第三者に依つて買ひ戻されるこゝもできる。ノルウェーの法律は一定の場合に債務に基く奴隸をしてその債権者に對して完済するを得せしめるために、一時彼を解放することをすら認めてゐる。然しこのこゝも亦要するこゝろ、元來は著しく不幸であつた狀態の一種の發展形態として眺めらるべきこゝである。若しこれらのこゝがなさるるならば、若し侵害されたる額が支拂はれ若くはその支拂に對する保證が提供せらるるならば、自由の一時的喪失は最早問題ではなくなる。かくして自由になつた男子又は婦人は、彼の若くは彼女の自然權を完全に回復する。但し奴隸である異性の結合したために自らも奴隸となるに至つた元自由であつた男子又は婦人は、何なる救をも法律には求め得なかつた。

吾吾が次で研究を要するこゝは自然的發展の結果到達せる永續的狀態としての奴隸制度の特質である。社會は今や一般に承認せられた

る法律及び秩序の一定の限界内にそれ自身を形成する、平和は回復せられ、財産は一度取得せらるるや完全にその所有者の手中に止る、奴隸も亦全然解放の希望を失ひ、與へられた特定の地位に黙黙として停止する。而も彼の地位は彼自身この肩身狭き狀態の下に產み出したる子供を有するこゝを認めらるるだけの罰金の完納に依り、或は窃取財産若くはその三倍の價值の賠償に依つて自由を購ふこゝができる、或は又第三者に依つて買ひ戻されるこゝもできる。ノルウェーの法律は一定の場合に債務に基く奴隸をしてその債権者に對して完済するを得せしめるために、一時彼を解放することをすら認めてゐる。然しこのこゝも亦要するこゝろ、元來は著しく不幸であつた狀態の一種の發展形態として眺めらるべきこゝである。若しこれらのこゝがなさるるならば、若し侵害されたる額が支拂はれ若くはその支拂に對する保證が提供せらるるならば、自由の一時的喪失は最早問題ではなくなる。かくして自由になつた男子又は婦人は、彼の若くは彼女の自然權を完全に回復する。但し奴隸である異性の結合したために自らも奴隸となるに至つた元自由であつた男子又は婦人は、何なる救をも法律には求め得なかつた。

吾吾が次で研究を要するこゝは自然的發展の結果到達せる永續的狀態としての奴隸制度の特質である。社會は今や一般に承認せられた

る法律及び秩序の一定の限界内にそれ自身を形成する、平和は回復せられ、財産は一度取得せらるるや完全にその所有者の手中に止る、奴隸も亦全然解放の希望を失ひ、與へられた特定の地位に黙黙として停止する。而も彼の地位は彼自身この肩身狭き狀態の下に產み出したる子供を有するこゝを認めらるるだけの罰金の完納に依り、或は窃取財産若くはその三倍の價值の賠償に依つて自由を購ふこゝができる、或は又第三者に依つて買ひ戻されるこゝもできる。ノルウェーの法律は一定の場合に債務に基く奴隸をしてその債権者に對して完済するを得せしめるために、一時彼を解放することをすら認めてゐる。然しこのこゝも亦要するこゝろ、元來は著しく不幸であつた狀態の一種の發展形態として眺めらるべきこゝである。若しこれらのこゝがなさるるならば、若し侵害されたる額が支拂はれ若くはその支拂に對する保證が提供せらるるならば、自由の一時的喪失は最早問題ではなくなる。かくして自由になつた男子又は婦人は、彼の若くは彼女の自然權を完全に回復する。但し奴隸である異性の結合したために自らも奴隸となるに至つた元自由であつた男子又は婦人は、何なる救をも法律には求め得なかつた。

B 永續的狀態

吾吾が次で研究を要するこゝは自然的發展の結果到達せる永續的狀態としての奴隸制度の特質である。社會は今や一般に承認せられた

る法律及び秩序の一定の限界内にそれ自身を形成する、平和は回復せられ、財産は一度取得せらるるや完全にその所有者の手中に止る、奴隸も亦全然解放の希望を失ひ、與へられた特定の地位に黙黙として停止する。而も彼の地位は彼自身この肩身狭き狀態の下に產み出したる子供を有するこゝを認めらるるだけの罰金の完納に依り、或は窃取財産若くはその三倍の價值の賠償に依つて自由を購ふこゝができる、或は又第三者に依つて買ひ戻されるこゝもできる。ノルウェーの法律は一定の場合に債務に基く奴隸をしてその債権者に對して完済するを得せしめるために、一時彼を解放することをすら認めてゐる。然しこのこゝも亦要するこゝろ、元來は著しく不幸であつた狀態の一種の發展形態として眺めらるべきこゝである。若しこれらのこゝがなさるるならば、若し侵害されたる額が支拂はれ若くはその支拂に對する保證が提供せらるるならば、自由の一時的喪失は最早問題ではなくなる。かくして自由になつた男子又は婦人は、彼の若くは彼女の自然權を完全に回復する。但し奴隸である異性の結合したために自らも奴隸となるに至つた元自由であつた男子又は婦人は、何なる救をも法律には求め得なかつた。

B 永續的狀態

吾吾が次で研究を要するこゝは自然的發展の結果到達せる永續的狀態としての奴隸制度の特質である。社會は今や一般に承認せられた

別として奴隸は何らの社會的地位をも有しない。

奴役の最も嚴酷な形に於ける奴隸——而して現に吾吾が取扱つてゐるのは主としてこの種の奴隸である——は所有の目的たり得る一物體たるに過ぎぬ。法律が奴隸を家畜及びその他の動産のしぐエルに置く場合には、例へばラティン語の *res* の如く明瞭であり、その結論は單純且つ完全である。ノルウェーの法律に於て家畜及び奴隸を意味する語には *una* 等の文字が共通に冠せられてゐる。その他最低級の奴役を表現するために用ひられた *Skaliks, Peow, Praell, Sveinn* 等の語は今日尙ほ北歐に於て個人の賤視的屬性を強調する意味に於て用ひられてゐる。動産の一種なるが故に奴隸は譲渡、賣買、相続等が可能であるのは勿論、債務の辨済手段として用ひられるることもできる。家内奴隸は他の財産と同様分配するこゝもできれば共有にするこゝもできる。或は又一奴隸にして或時は一主人のために働くときは他の主人のために働くこともできる。或は又貸借、雇傭或は債務の保證としても用ひられ得た。

奴隸は何らの人格權をも認められてゐない、即ち、(a)彼は平等でない、(b)彼は自分自身を禦ることができぬ、(c)彼と自由民との間の相異は實に甚だしい、(d)理由の如何を問はずとも二もなく加罰され得た。階級觀念又は人種的差別は凡ゆる法律に於て顯著である。このことは奴隸が社會の絶望的部分であるこゝには次の如き事實から明瞭に知られる、即ち凡ゆる低級なる行爲は悉く奴隸に歸せられる、蓋し不斷の惡意が彼の眞の性質とならざるを得ないからである。奴隸に附せられた古英國の名稱 *Peow* が盜人の意を示す語 *peo* と密接な縁を有するか如き、この間の消息を明にすべき言ひ得る。奴隸が如何に死よりも慘めな方法で罰せらるるかを知る時、吾吾は又彼が絶對的に畜生の如くなり、凡ゆる人類中ければならなかつた。若し自由民が奴隸に依つて殺され又は傷けらるるならば、よし無意識にしたこゝであつても奴隸は處罰を免れ得ない。ゲルマン思想では或行爲をなしたといふだけで、行爲者がその行爲に關する責任を負ふに充分である。だからこの點につき奴隸は馬の半分の價値或は貨幣で三マルクである。然し奴隸の價値のもつて高い例もないで

はない。大體その價値は彼の有用さに從つて徑庭あるのを普通とするが故に、著しく多様である。自由人が奴隸を傷けた場合に科せられる罰金額はその奴隸の價値に依つて示される。ノルウェーの法律では奴隸が他人の故意又は不注意に依つて役立たずにつされた場合、或は虐殺された場合には、所有主はその損害の賠償を求める事ができる。

奴隸の買得に當つて買主は證據の提供に依り眼に見えぬ缺點のある者を受取ることから保護されなければならぬ。誠意なき賣買は無効である。一日乃至三日、六日、二週間、一ヶ月、二ヶ月、或は一ヶ年等が試用期間として買主に許されて居つた。

奴隸は他人を侮辱したとしても彼の演じた役割はその主人の傳聲器以外の何ものとも見られないが、だゞ言つて全然法律の境外に置かれてゐる譯ではない、と言ふのはそのため奴隸が平氣で平和を亂す恐れがあるからである。法律は犯罪奴隸に白狀を強制するための拷問をも許してゐる。

奴隸が社會の絶望的部分であるこゝには次に如き事實から明瞭に知られる、即ち凡ゆる低級なる行爲は悉く奴隸に歸せられる、蓋し不斷の惡意が彼の眞の性質とならざるを得ないからである。奴隸に附せられた古英國の名稱 *Peow* が盜人の意を示す語 *peo* と密接な縁を有するか如き、この間の消息を明にすべき言ひ得る。奴隸が如何に死よりも慘めな方法で罰せらるるかを知る時、吾吾は又彼が絶對的に畜生の如くなり、凡ゆる人類中人はその所有奴隸に對してなしたる行爲について如何なる地位をも有しない。而して若し彼が、その主人が救濟し得ず又は救濟せんとする事のため罰せらるべきであるならば、その結果は死でなければならぬ。兩者の關係は勿論奴隸の側に於ける絶對的服従と主人の側に於ける絶對的支配權との關係である。不從順は如何なる場合にも全然許されない、生殺

奴隸が自由民を打つた場合には、主人が彼の自由を購ふにあらざればその奴隸は殺されなければならなかつた。反対に自由民が奴隸を打つても、その奴隸を勞働不能の状態に陥らせた場合の外何ら問題とはならない。若し奴隸が自由民を殺せば、彼はその被害者の遺族達の復讐に委せられる。奴隸の罵詈は何人の名譽を傷けるこゝにもならない。假りに彼の罵詈が他人を侮辱したとしても彼の演じた役割はその主人の傳聲器以外の何ものとも見られなかつた。奴隸は社會の一員とは認められぬ。奴隸が他人を侮辱したとしても彼の行為は、即ち凡ゆる譯ではない、と言ふのはそのため奴隸が平氣で平和を亂す恐れがあるからである。法律は犯罪奴隸に白狀を強制するための拷問をも許してゐる。

奴隸が社會の絶望的部分であるこゝには次に如き事實から明瞭に知られる、即ち凡ゆる低級なる行爲は悉く奴隸に歸せられる、蓋し不斷の惡意が彼の眞の性質とならざるを得ないからである。奴隸に附せられた古英國の名稱 *Peow* が盜人の意を示す語 *peo* と密接な縁を有するか如き、この間の消息を明にすべき言ひ得る。奴隸が如何に死よりも慘めな方法で罰せらるるかを知る時、吾吾は又彼が絶對的に畜生の如くなり、凡ゆる人類中人はその所有奴隸に對してなしたる行爲について如何なる地位をも有しない。而して若し彼が、その主人が救濟し得ず又は救濟せんとする事のため罰せらるべきであるならば、その結果は死でなければならぬ。兩者の關係は勿論奴隸の側に於ける絶對的服従と主人の側に於ける絶對的支配權との關係である。不從順は如何なる場合にも全然許されない、生殺

與奪の絶對權はその家族及び奴隸に關して家長に賦與したる大權である。法律は主人のその奴隸に對する如何なる義務をも關知しない。そは全く私事であり且つ主人の勝手である、即ち恰も奴隸に取つて主人のお氣に入るこの必要が何ら法律の關知せざる自己保存の問題であると同様である。歴史的記錄の關する限り、主人に對する奴隸の私的關係は一種の見透しがたき薄布で蔽はれてゐる。

主人との奴隸との間の最も重要な關係は、主人の家又は農場に於ける一定量の勞動を奴隸が遂行するといふ事實に存する。北歐諸國の法律では、この勞動の性質は不明瞭である。ただサリーク法には奴隸の與るべき職業の種類が示されてゐる、即ち奴隸は葡萄園の見張人であり、製粉工、牧人、獵人等であり、又鍛冶工、大工、馬丁及び主人の下僕である。彼らが遂行したのは普通の下僕や作男の勞動であるが、もつともよい仕事、例へば金屬師や給仕人や監督人の仕事に與つたものも稀にはあつたであらう。

ゲルマン奴隸も亦土地に定着させられて居た。かの土地に從つて移動させられたローマのmancipiumの意味に於てではなく、寧ろ一種の終身作男としてであつた。奴隸を土地に定着せしめることは彼らの多數を維持することの方便でもあつた。教會が初めから奴隸を土地に定着せしめた理由もこゝにある。加之、奴隸が自ら自由を購ふ地位に達し得た唯一の方便でもあつた。教會が初めから奴隸を土地に定着せしめた理由もこゝにある。加えて、農奴が非常に多くの自ら自由にし得べき物を有するに至り、彼ら自身の教會や禮拜堂

を建設したる事實すらある。然しながら如何に、これらものの總てが處置されたか、又それだけの物を奴隸が相當の保證の下に彼自身のものと稱し得たかは、容易に明かにされ得ない。大領地の場合には奴隸は彼が耕して居つた土地の全部又は一定部分につきその領主に一定額の貢納を提供しなければならないかつた。ノルウニーの法律はこれららの貢納の内容について何の暗示をも與へない、奴隸に依るこの種の借地制が一般的であつたか否かを該法律から明知する、これは不可能である。然しそうでは、この種の借地制度が一般化して居つたやうである。デンマークでは寧ろやうでなかつたらしく。

(第六頁より續く)

またすれ、偶像教は盛んに行はるる様になつた。其後エチズトはベビロニアのため亡ぼされ、ユダの民はベビロニアに囚くなり（前五八六年より四八年の間）中央聖殿は全滅しエホバの禮拜はすたれ、全く暗黒の如き状態になつたのである。併しその間にもこれららの律法は人に尙ほ宗教的熱心を刺戟し、多くの宗教熱心家を出した。この間に起つた豫言者はエゼキールである。イスラエルの宗教は全く彼の努力によつて辛じて消滅を免れたのである。メシヤ待望の思想が生じたのは實にこの時代である。浮図後に於て尙ほ申命記は中心となり、律法的に發達してユダヤ教は生れ、精神的に發展してキリスト教は生じたとも云ひ得る。その思想は愛の高調と唯一神的信仰である。而かもこれがまたキリスト教に於ける中心思想である。律法はモーゼ

(第七頁より續く)

因に當日出陳の主なものは左の通りである

Bonar, J., A catalogue of the Library

of Adam Smith, 1894.

Godwin, W., Enquiry concerning Political Justice, 2nd ed., 1796.

—, Of Population: An Enquiry concerning the Power of Increase in the Number of Mankind, being an Answer

to Mr. Malthus's Essay on the Subject, 1820.

Jefferson, W. S., The Theory of Political Economy, 1871.

Hume, D., The life of David Hume, 1777.

Malthus, T. R., An Essay on the Principle of Population, 2nd ed., 1803.

—, Principles of Political Economy, 1820.

—, Definitions in Political Economy, 1827.

McCulloch, J. R., The Principles of Political Economy, 1825.

Menger, C., Die Irrtümer des Historismus in der Deutschen Nationalökonomie, 1884.

Mill, J. S., Principles of Political Economy, 2 vols., 1848.

—, Utilitarianism, 1864.

Mur, T., England's Treasure by Foreign Trade, 1644.

Ricardo, D., The Principles of Political Economy and Taxation, 1817.

Say, J.-B., Traité d'Economie Politique, 1841.

Smith, A., The Theory of Moral Sentiments, 1759.

—, Wealth of Nations, 1st ed., 2 vols., 1776.

—, Essays on Philosophical Subjects, 1795.

Stewart, J., An Inquiry into the Prin-

ciples of Political Economy, 2 vols., 1767.

Wycland, d, F., Elements of Political Economy, 1837.

Wieser, F. von., Der natürliche Werth, 1889.

卒業式御案内

本學學部第三回竝專門部第三十七回卒業證書授與式左記ノ通舉行致候間御臨席被成下度此段御案内申上候

① 時 昭和二年三月二十一日午前十時

場所 本學福島學舍

② 時 昭和二年三月二十一日午後五時

場所 市內中之島中央公會堂

命賃 金參圓(當日御持參)

校友大會御案内

本年度新卒業生歡迎旁記ノ通校友大會相催候間何卒御出席被成下度此段御案内申上候

校友大會

本年度新卒業生歡迎旁記ノ通校友大會相催候間何卒御出席被成下度此段御案内申上候

① 時 昭和二年三月二十一日午後五時

場所 市內中之島中央公會堂

命賃 金參圓(當日御持參)

關西大學校友並關係者各位

關西大學校友並關係者各位

雜誌

學生時代のブラウニング

現今ロンドンのユニヴァーシティー・コリッヂに呼ばれてゐる學校は一八二八年の秋、ロンドン・ユニヴァーシティーと名前で創設されたものである。その學籍簿の最初の頁に、かの歴史家の弟のシー・ゼット・マコーレイ並に、ジョン・ズチュアート・ミルの弟のジェイ・ピーリル及びサー・ホールド・スミッドの弟、エフ・ディ・ホールドスミッドの三人の名が記されてゐる。次の頁の下端に、後にヨーローパーク大學の教授となり、"The History of the Intellectual Development of Europe" の著者として聞えたジョイ・ダブリュー・ジョンソンの名があり、その直ぐ下にロバート・ブラウニングの名が掲げられてゐる。

故ダブリュー・ホール・グリッフィン及びエッチ・シー・ミンチンの兩氏は、その著「ロバート・ブラウニング傳」中にブラウニングの學歴を極めて明白に概説してゐる。ブラウニングは、ドイツ語、ギリシャ語、及びラテン語の教室に這入つた。下宿は午前八時に始まるドイツ語の講義に間に合ふやうに、學校の近くのベッドフォードについた。が彼は僅僅一週間後にこの下宿もドイツ語と共に放棄したらし。一八二九年の五月に彼は大學から全く退学した。

ユニヴァーシティー・コリッヂでその百年史を編むにつけて準備中に、ブラウニングの父から出された二通の手紙が發見された。初の

一通はブラウニングのロンドン・ユニヴァーシティーに入學の希望を述べ、従つて彼の父が大學の經營者の一員にならうと決心したこと認められてゐる。その手紙は大學の秘書であるトーマス・コーツ氏宛てられてゐる。

トーマス・コーツ
ニア・ヴァルス・イン、第七號

ユニヴァーシティー・チャンバー、
トーマス・コーツ様

ニア・ヴァルス・イン、第七號
ユニヴァーシティー・チャンバー、
トーマス・コーツ様

一人の子供の幸福の爲に憂慮する父の立場としてこの機會に、彼をロンドン大學に入學せしめたい存じますが、如何なる方法をとつて良いか存じませんので貴下をして小生の希望を達成する最善の方策を御教示に預りたいと存じます。

小生は本年十六才になる男子唯一人を有して居りますが、彼を、貴大學の趣意書第二十三頁に記されしる資格の總てに該當するやうに教育して参りました。その上、親としての最も嚴正な立場から、彼の德性について、幼少時から今日に至るまで眞理にもどる偏悪を彼に認めたことはかつて一度もないと言ふことを申上げます。

彼の能力は小生よりも完全な資格を保つてゐられる試験官の調査に對して不足するであらうと存じます。然し、小生は彼が過去六年間、不撓不撓、ギリシャ・ラテン・フランス等の諸國語を學んだことを申上げることが出来ます。彼は非常に熱心に入學のことを希望して居り小生も彼を入學せしむることに就て憂慮し、若し彼の希望してゐるところの彼の將來に對する極めて必要な手段を講じなければならぬ、親として缺くるものあるを痛感して居ります。

右の様な事情で御座いますから、何卒、如何にすれば小生が大學の出資者となることが出来るか、さか特にホーナー氏に直接私御會ひして御依頼すれば小生の望みを遂げる爲には如何なる手段を取るべきことを當否等について貴意御漏らして下さい。されば望外の光榮に存じます。このことに関する

る貴下の御通信を鵠首して御待ち申上げます。
一八二八年四月二十二日
カンパーエル・サン・ジョン街
ハノヴァー・カーネギー
ロバート・ブラウニング
レオナード・ホーナー様
カーナー・ジョン
ロバート・ブラウニング
ドイツ語の教授はプロシアから亡命した政客 Ludwig von Mühlenfels で今更申上げるまでもない。ギリシャ語・ラテン語の教授は George Long や T. H. Key らであつた。兩人ともケンブリッヂに於けるマコーレイの胞胎であつた。兩人とも一八二四年に創設されたヴァージニア大學の教授に任命された。ロングは古語の講座を受持ち、ケイは數學の講座を擔當してゐた。Charlottesville では。園んで食事を共にしたりした。兩人とも一八二八年に再びロンドン大學の椅子を襲つて歸國した。ロングはギリシャ語の最初の教授と

なりケイはラテン語の教授となつた。それは彼等の先任者が大學開校前に辭職したからであつた。ジエファーソンの理想主義としての自由主義と、思辨派のエディンバーグ、レブニーー、功利主義者との反対論者等が、大學の教室で相接觸、融合したことは一九世紀の知的發展に大いなる役目を演じたものであつた。しかしながらブラウニングが是等の講義に耳を傾けなかつたことは察するに難くないところである。彼は彼で、それ等以外に信念をもつてゐたのである（ロンドン大學、ユニヴァーシティー・コリッヂ、エッチ・ホール・ベラ・シティー・コリッヂ、エッチ・ホール・ベラ・シティー・コリッヂ）。

今一通の書簡は、ブラウニングの退學に関するもので學長宛になつてゐる。

ロンドン・ユニヴァーシティー
ロバート・ブラウニング

今一通の書簡は、ブラウニングの退學に関するもので學長宛になつてゐる。

ロンドン・ユニヴァーシティー
ロバート・ブラウニング
レオナード・ホーナー様
カーナー・ジョン
ロバート・ブラウニング
ドイツ語の教授はプロシアから亡命した政客 Ludwig von Mühlenfels で今更申上げるまでもない。ギリシャ語・ラテン語の教授は George Long や T. H. Key らであつた。兩人ともケンブリッヂに於けるマコーレイの胞胎であつた。兩人とも一八二四年に創設されたヴァージニア大學の教授に任命された。ロングは古語の講座を受持ち、ケイは數學の講座を擔當してゐた。Charlottesville では。園んで食事を共にしたりした。兩人とも一八二八年に再びロンドン大學の椅子を襲つて歸國した。ロングはギリシャ語の最初の教授と

なりケイはラテン語の教授となつた。それは彼等の先任者が大學開校前に辭職したからであつた。ジエファーソンの理想主義としての自由主義と、思辨派のエディンバーグ、レブニーー、功利主義者との反対論者等が、大學の教室で相接觸、融合したことは一九世紀の知的發展に大いなる役目を演じたものであつた。しかしながらブラウニングが是等の講義に耳を傾けなかつたことは察するに難くないところである。彼は彼で、それ等以外に信念をもつてゐたのである（ロンドン大學、ユニヴァーシティー・コリッヂ、エッチ・ホール・ベラ・シティー・コリッヂ）。

今一通の書簡は、ブラウニングの退學に関するもので學長宛になつてゐる。

ロンドン・ユニヴァーシティー
ロバート・ブラウニング
レオナード・ホーナー様
カーナー・ジョン
ロバート・ブラウニング
ドイツ語の教授はプロシアから亡命した政客 Ludwig von Mühlenfels で今更申上げるまでもない。ギリシャ語・ラテン語の教授は George Long や T. H. Key らであつた。兩人ともケンブリッヂに於けるマコーレイの胞胎であつた。兩人とも一八二四年に創設されたヴァージニア大學の教授に任命された。ロングは古語の講座を受持ち、ケイは數學の講座を擔當してゐた。Charlottesville では。園んで食事を共にしたりした。兩人とも一八二八年に再びロンドン大學の椅子を襲つて歸國した。ロングはギリシャ語の最初の教授と

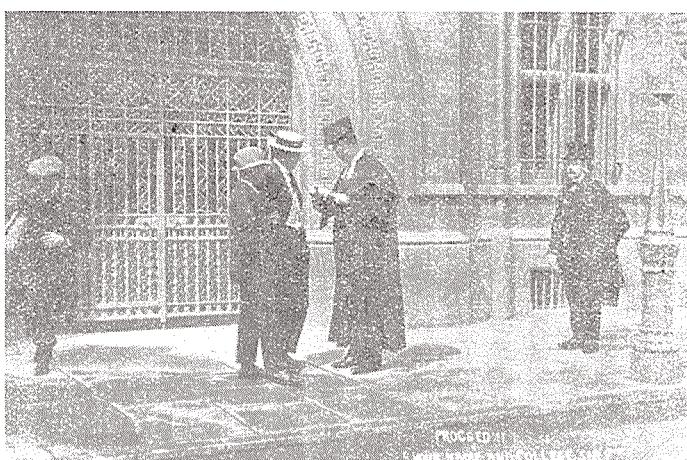
てゐる。この新しい小冊子には不必要な舊い條項は一三削られ、或る點はより鮮明にせられ、又數項は新に加へられた。現時に於てはオックスフォードの學生で、カッフェーや芝居の樂屋をうろついたり、品性の低級な人々は稀ではあるが、多數の善良な人々の爲に法律は設けられないで、極く少數の規律を亂す人々の爲に必要とせらるる意味に於て、大學のプロクターの規定も必要である。タイムスは論じてゐる。プロクターの下にはプロクターズ・マハムの如き數人の選拔學生がゐて、その學生監督並に訓練の仕事を扶けてゐる。

英國學生間ではプロクトライズ (proctorize) と言ふスラングがあつて、プロクターに呼出され處罰されることを意味してゐる。學生がプロクターを敬遠する狀も推して知られるのである。(掲載の寫眞はプロクターが市街に於て學生を訊問してゐるところである)

— M.S 生

るか、彼らの所謂大學は

- (1) 凡ゆる宗派の者に向つて開放されなければならぬ、從つて何ら宗教上の試験に類するものを課しない
 (2) 又教科は能ふ限り博くし、大學てふ一般的認識に値するだけの凡ゆる科目を包含する



英國大學のプロクター（記事参考）

ロバート大講演

一同學創立百周年に因んで—

ロバート大學では来る六月下旬その創立百年祭を舉行する所になつてゐる。即ち一八二七年の四月三十日に、ガウアー・ストリートに創めて建設されたものである。同大學創立運動の先驅者も言ふべきは、一八一五年二月九日のタイムス紙に發表されたトーマス・キャンベルからヘンリー・ブルーハム(後にブルーハム卿)に宛てた書信で、それには「中產階級のため」の大講演を特に高唱してゐる。程なく創立準備委員會が組織せられたが、同會が或機會に公表した聲明書に依

るものでなければならなかつた。かくの如くにして階級、民族、信仰等に頓着なく一般に開放せらるるこの國最初の大講演が、ついに實現したのであつた。

同大學の學長グレゴリー・ウォスター氏が昨年末或席上で一場の演説を試みて、その發達状況を述べてゐるが、それに依るか、一八三

一年には僅かに一分科——法文學科と藥學科——あつたに過ぎず、教員團も二十八名の教

授二人の助手から成つてゐるに過ぎなかつた。然るに今日では科は五分科を數へ——文學科、法律學科、自然科學科、機械學科及び藥學科——教員團も二百五十四名(正教授四十五名、助教授、講師、助手等二百九名)も

の多人數から成つてゐる。加之、附屬として尙ほ四つの専門學校即ちスレー・美術學校、バー・レット建築學校、語學校、圖書館學校が併設されてゐる。

又一八三一年には學生數は全部で四百二十名中百九十名が正科生で餘は選科生であつた。シカゴが現在では全學生數三千二百名、その中千九百名が正科生で残りが毎週一日乃至三日間聽講する選科生である。毎年の卒業生及び新入學生數が各五百名、英國の各植民地及び大陸諸國並に日本からの留学生も數くな。尚ほ同大學は初め男學生收容の目的で設立されたのであるが、今では女子にも入學を許してゐる。女子の入學を正式に許したのは一八六九年であるが、一八三一年に既に特科を設けて女子にも聽講を許してはゐた。今では女子學生の數が千七十六名即ち全學生數の三分の一にも達してゐる。學生團は男女別別に組織されてゐるが、男女學生の共同委員會に類するものもあり、各種の催事を共同で處理して行くのは勿論、屢合同討論會の如かも開催せられてゐる。學生たちは大部分の時間

を學生の各種の協會やクラブで費してゐるが、そは極めて有意義に費されてゐる(近着タイムス紙に據る)。

ハロペハ教授夫人の人形劇觀

本誌第四十五號にクローデル大使の文樂座観

を紹介したが、最近ウイーン大學シュパン教授夫人から、宮島教授の人形劇の佛譯を贈られたに對して所感が届いた。同夫人は有名な詩人であつて、その觀察も亦極めて面白く、クローデル大使の文樂座観に對照して興味更深いものと思はれるので、宮島教授に請ひ左にその原文並に抄譯を掲ぐる次第である。

Sehr verehrter Herr Professor !
Haben Sie vielen Dank für die manigfachen Lebenszeichen, die Sie meinem Manne im Laufe der Zeit zukommen ließen, besonders aber für Ihre letzte Sendung, Ihr entzückendes Büchlein über die Puppenspiele !

Ich habe es gleich gelesen und bin Ihnen dankbar für diesen Einblick in eine fremde Zauberwelt ! Das Spiel der Puppen kann ich nur ja nicht deutlich genug vorstellen, obgleich ich glaube, dass es der echten Poesie eine ganz besonders zarte Gestalt verleiht, und das Reich der Kunst abtrennt von aller Wirklichkeit. Aber die Dramen selber, die Sie kurz beschrieben haben, haben mir einen tiefen Eindruck gemacht. Wie ungälich fein ist der Schluss des ersten Dramas, wo die angeklagte Akoya sich durch ihr Spiel enthüllen, verraten oder rechtfertigen soll ! Wie zart, wie schön ! Eine echt japanische Idee ! Bei uns tritt alles Geschehen mit festen Füßen auf die Erde : dort bei Ihnen schwebt es wie ein Vogel durch die Dämmerung. Wir sind primitiv im Vergleich mit Ihnen.

Und das zweite Drama, wie unfassbar zauberhaft ! Die treue Geliebte begleitet

vom Fuchs,—doch auch der Fuchs gehorscht einer inneren Not! Ein Europäer kann das kaum erfassen. Und wieder diese schwelende Feinheit, dass nämlich das Drama gar nicht *endet*, sondern nur ein *Weg* ist, ein Gang, ein Tanz, ein Erzählen und Erinnern, Zeit mit dem Duft der Ewigkeit, Raum im Rhythmus der Zeit.

Ich beglückwünsche Sie zu dem poetischen Geist Ihres Vaterlandes, verehrter Herr Professor, und bleibe zusammen mit meinem Manne.

Ihre aufrichtig ergebene

dankbare ERIKA SPANN

Rheinsch.

(右抄譯)

敬愛なる宮島教授

私は貴下が過般來私の主人に對して種種珍しき材料を御送り下された御心添の程を感謝致します。特に最近御送附下さいました御國の人形劇に關するチャーミハグな貴著に對して深く感謝するものやうなふます。

私は貴著を早速拜讀いたしまして恰も異國の妖精の國に魂を誘ひ入れられたやうな感がいたしました。私は人形劇の實演に就ては充分會得したことは言ひ兼ねますが然しそれが全く眞の詩として獨特の形態を備へてゐるゝゝ、從つてこは全く總ての現實から離れた一種の藝術の界に屬すると言ふことを把握するものであります。貴下が最近御書きになつたかの劇それ自身が私に深い印象を與へました。

最初の劇を拜見するに終末が如何に美はし

いか——俟ち罪人のして引出されたかの阿古屋がその奏する音樂を通じて秘を明し、又申開かをするの言ふやうな終末が、如何にやはらかで如何に美はしいか、これを即ち御國の眞のイデーであるのだ、の感じました。私共の國では總ての事象が現實的且寫實的であるに反して、御國では、それが朦朧たる天空に鳥が飛んでゐるかのやうに神祕的であります。第一の劇を読みまして、これまた如何にやはらかであるか言ひ表はし難い位であります。即ちかの忠實なる愛人が、主人のことを心配して一種の煩悶を持つてゐる狐に伴はれて行くのは實にあります。かくの如きことは到底吾吾

ヨーロッパ人にわかつては想像も及ばぬゝ」のであります。

この劇の一部分にして尚且かやうな深い意味を含んで居ります。即ちこの場面は全劇の一部分たる道行だけであるに過ぎないが、尚踊りであり物語りであり、且追憶である。時は永遠の香をもつて、空間はその時のリズムの間に間に……。

一九二七年一月一七日
ウイーンにて
エリカ・ショパン

昭和二年三月
關西大學學報局
▼學友會各部の記事、各種研究會、親睦會、縣人會その他學生諸會合の記事、論文、文藝作品等本誌に掲載希望の原稿は、總て千里山學舍圖書閱覽室及び福島學舍學生入口左側に設置してある千里山學報投稿函に投入して下さい。但し寫真その他投入不能の材料は事務所又は學報局へ直接提出して下さい。
▼每號締切は前月二十五日限りとし、その後の分は次號に廻します。

大正十一年六月十五日創刊
昭和二年三月十三日印刷
昭和二年三月十五日發行

編輯兼發行人
辰巳經世
大坂市此花區上福島北二丁目
開西大學學報局

印 刷 者
飯田彌之助
大坂市西區土佐堀通四丁目五番地
大坂市此花區上福島
株式会社
三
有
社

發 行 所

大阪市此花區上福島
關西大學學報局

福島學舍
關西大學
電器士佐堀(一〇四九)
大阪市外千里山

千里山學舍
關西大學
電話吹田一一三

學生諸君に告ぐ

千里山學報投稿に就て

關西大學校友ソノ他關係者各位へ

●千里山學報維持費トシテ、校友ソノ他關係者各位カラ續續多額ノ御出捐ニ預リ有難ク幾重ニモ御禮申上ゲマス。何時モ申上ゲテキマス通り、出來ルナラバ毎號無料デ御配付申上ゲルノガ本意デアリマスガ、今ノトコロドウシテモ各位ノ御援助ニ俟タナケレバ、到底發行ヲ續ケテ行クコトノ出來ヌ狀態ニアリマスノデ、遺憾ナガラ不遠慮ニト言フヨリモ寧ロ進ンデ御寄捐ヲ仰イデキル次第、何卒惡シカラズ御諒恕ヲ願ヒマス。

●金額ハ各位ノ御志ニ委セル外ゴザイマセンガ、大體年額貳圓位御寄捐願ヘマスレバ收支相償フ旨申添ヘテ置キマス。但シ集金郵便ニテ御拂込下サル方ハ勝手ナガラ一年半分若クハソレ以上トシテ金額參圓以上ヲ御申込ミ願ヒマス。

●從來御出捐願ヘナカツタ方ニ、コノ際何分ノ御援助ヲ御願ヒ申シ上ゲマス。ソシテ新タニ御出捐下サル方ハ、御手數デスガ左ノ申込書ヲ御切り取り下サイマシテ、金額ナリ拂込方法ナリ適宜御書入ノ上御送付願ヒ上マス。尙ホ、一年以上繼續御送申上ゲテ井ル方デ、今尙ホ御出捐ガナク、且ツ雜持費ニ付テ何等ノ御通報ニモ接シナ一方ハ、或ハ送付先ニ現住サレナイノデハナイカト存ジマスカラ、今後發送ヲ見合セルコトニ致シマス。

昭和二年三月
關西大學學報局

千里山學報維持費拂込申込書

住所

年度 科名 貴

金額

一金

拂込方法

振替貯金又ハ郵便爲替
集金郵便

(何れか一方を抹消して下さい)

關西大學
關西甲種商業指定洋服商
關大第二商業

大阪市上本町六丁目

長谷屋號

電話 南四五一二番
振替大阪五五三八番

●今宮支店 ●釣鐘町支店

文房具 制帽
雜貨 食料品

關西大學給品部

千里山學舍學生控所
福島學舍學生控所
内

關西大學教授

宮島綱男先生著

經濟學原理

(卷上)

送定
料
紙菊
口數
約判
三百
七
十頁
總
克
羅
斯
製
口
泰
大
刷
肖
像
圖
五
拾
錢
葉
金
麥
圓
八
錢
錢
葉
拾
錢
葉
金
拾
錢
葉
八
錢
葉

下卷近々發行

著者が其透徹せる推理力と豊富なる語學力を以て研讀潜思幾年之後遂に成つたもの即ち本書である。堂堂一般經濟の原理を論じて照合するところ古今東西の史實、學說に亘り而かも之が嚴精なる批判検討を通して導き出だせる結論を更に一步現代の經濟事實に近附けたる點に於いて

學界稀に見る好著である。行文平明にして正確、敍述亦繁簡其宜しきを得て經濟學を正しく理解し現時行はるる諸種の學說に對して相當の批判力を得る爲めには先づ第一に讀まるべき書物である。加ふるに各節末には詳細なる参考書目を掲げて讀者將來の研究に便し書中引用するところの學說に關係深き學者の肖像を十數葉の鮮麗なコロタイプ版として挿み裏面に其傳記を附して、學說と時代の交渉並びに學說夫れ自身の印象を一層深からしめんと努めてゐる。蓋し經濟學史としても一の纏つた好参考書である。尙ほ本版には書中引用せる學者のインデックスを付し且つ第一、第二版に洩れたる又は其後公刊せられたる参考書の目録を増補した。敢へて大方に獎む。

地番二丁目一町錦區田神市京東
堂文瞭 所行發
番一〇四五手穴話電・番三六一〇五京東替掘
目丁四通堺波阿區西市阪大
館文寶阪大 式株 社會 阪所賣發
(番〇三四三) 町新話電・番三四阪穴替掘

明文堂野島書店
關西大學
關西甲種商業指定期
大阪市此花區上福島北三丁目
電話 土佐堀 一二八六番
振替 大阪 三九九九一番
本學校友 野島藤次郎

山本靴店
關西大學
關西甲種商業指定期
大阪市此花區上福島北一丁目
(但淨正橋筋大和田銀行前)

關西大學講師 木下孫一先生著

最新日本憲法論

△近日中に出來發行の豫定△

本書は關西大學専門部に於て憲法講座を擔任して夙に令聞ある

著者が、多年研究の結果である講義の草稿を基礎とし、更に幾多の改訂を施し公刊せられたものである。觀察周到、行文簡潔、斯法の原理を闡明して餘蘊なし特に著者が意を注げるは、本書を以て各種高等試験受験者絶好の参考書たらしめんとせし點にあり、學生諸氏は素より汎く研學の士に推奨す。

所行發
地番二町樂猿中區田神市京東
店書堂松巖 式株
社會
番六五五六京東替振・番四四九五谷四話電

晝間部

生徒募集

甲種 北陽商業學校

電話 北 七五七五番

甲種認可指定五ヶ年制

第一學年(尋小卒ヨリ入學)第二、三學年若干名
入學試驗 三月卅一日 願書受附試驗前日限リ

夜間部

甲種認可指定本科四ヶ年制

第一學年高小卒又ハ同程度申込順ニ依リ許可ス
第二、第三學年若干名

本科 (五ヶ年制)
若干名
第一學年(尋卒ヨリ入學)第二、第三、第四學年
入學試驗四月一日 小學校推薦無試驗入學特典アリ

淀の水高等女學校

電話 土佐堀 四一二番

家政科 (四ヶ年制)
經濟科 第二學年(高小卒ヨリ入學)申込順ニヨリ五十
名限リ 第三、四學年若干名

大阪此花區西島町淀川河畔(市電恩貴島停下車北へ)

ス要錢二券郵則學

町路淡區川淀東市阪大
(車下路淡分五約リヨ目丁六橋神天車電阪京新)

○募集人員 第一學年約百八十名、第二學年補缺若干名

○出願期間 三月二十六日マデ 大阪市上島福

關西大學 第二商業學校生徒募集

○入學試験 三月二十八日、二十九日及四月二日

○特長 甲種認可、修業年限三ヶ年、夜間教授

○募集人員 第一學年百八十名 ◉ 尋常小學校卒業

○出願期間 三月二十九日マデ 受付大

甲種西商業學校生徒募集

アリ 三月三十日及同三十一日 ◉ 詳細入學心得ニ

○入學心得 其ノ他ハ一レル キ又ハ郵券五錢送付

田川七郎先生著

珠算要義

菊版總クロース製
紙數約二百七十頁
定價金壹圓參拾錢

内舍學島福學大西關

(會照ニ校本へ添フ錢五券郵ハ細詳)

來出版二第正訂

著者は曾つて實際に算盤をとつて實業界に活動し、或ひは陸軍將校實業講習會に於いて珠算を講じたることありしのみならず現に關西甲種商業學校、關西大學第二商業學校及び北陽商業學校に於いて珠算科を持ち令名ある人、多年に亘る經驗と研鑽の結果を傾けてここに本書をなす。編を分つこと七、苟くも珠算に關することにして細大説いて盡さざるなく、加之、附錄として多數の練習問題を掲げ以つて教授並びに獨習の便に供す。蓋し教科書として將又一般参考書として良著の最たるを失はず、敢へて江湖に薦む。

所行發
二ノ一町錦區田神市京東
堂文瞭

番三六一〇五京東皆振・番一〇四五手大話電

白也文庫第一編

小笠原白也著

南朝山河の秋

四六判布製函入美本
紙數約二百二十頁
定價 金壹圓四拾錢
送料 金八錢

紹介の辭——(千里山學報第四十六號掲載)

「南朝山河の秋」は、辭を大阪在の一農夫南朝遺跡巡禮の述懐に借り、想を遠く「太平記」「増鏡」「外史」の域に走せ、貫くに「死君國に報ひし忠臣良弼を弔ふの赤心をもつてしてある。「國破れて山河在り、城春にして草木深し」の哀韻始終測測と迫りて、讀む人をして、自らなる天衣無縫の文飾に恍惚たらしめ、更に該博なる史實考證の結果になれる公平なる立論をもつてその間に點じ、一讀、史を繙いて自ら楽しみこなすの心境に誘ふものが、ある。その序に「さやうなら行つてまわります。何處へこは問ふて下されますな、この春のはじめ少し頭の病にかかりまして以來、健康の恢復甚だ遅きからだの保養の爲め、かれて志して居りますが、この山河の秋を見に参らうために、そこへここへ旅衣知らない里の夕日にも、照されながら遠い瀬邊の寒雨にも濡れながら、暫らくは着つつも慣れたいのが心願でござりまする。百姓の本分を忘

れて、稻の刈り入れ、麥の種まき、いそがしい季節の仕事を怠りまするふるまひは、どうぞご免下されまするやうに」と言つてゐる所より、開卷第一頁から最後まで、懷しい老爺の豊富な昔語りに魅せられた小兒のやうに、じむわりと、親朴な氣分に浸される。蓋し、この書の持つ一特色であらう、最初に「これは子供が讀んで喜ぶ本である」と思ひ読み行く中に「大人が讀んでも實に面白い」と感じ、更に讀後「肩の凝らぬ文體を用ひて史跡に虫すだく駆け立つて勾當内侍が義貞を追へる心事を辦じて、著者が所謂「外史、輩」の稗史小説的妄斷を排して、秋水一下して麻を断つの慨がある。最後に燈明寺暖に左中將戰死の前後を叙し、越前の稱念寺に親しくその畫像を拜し縕縕として英雄の禁懲を述べてゐる。その義貞の心事を叙するや甚だ眞率、枯葉を吹いて去る一陣の秋風に、悲歌慷慨、天に向つて語るの状がある。

讀後「これある或讀書や」の感、今更乍ら眞宗皇帝の「讀書自在千鐘粟」の辭を思はせられる。若溪會あたりから良著として推挙されるに違ひあるまい。敢て江湖に薦むる所以である。(霜村生)

白也文庫第二編 (既刊)

小説そ の 夜

内容 小説 「僕等十人の兄弟」

脚本 「櫻 姫」

隨筆 「ハンザケ村」

—備後三郎高徳—

白也文庫第三編 (近刊)

南朝時雨の跡

内容

佐渡 檜風城址・資朝廻處刑の跡・順徳帝真

武藏 野御火葬場・黒木御所……

相模 上野下野 新田足利兩氏の舊地・兒島高徳隱栖の寺……

鶴岡八幡宮の廻廊・護良親王の土牢……

稻村崎の小太郎義貞……

利根川より小手差原・矢口の遺恨……

番場猫居坂・具行廻處刑の跡・佐々木道譽……

近江 上野下野 新田足利兩氏の舊地・兒島高徳隱栖の寺……

道譽……

所行發
七卅目丁一北島福上區花此市阪大

庫文也白

(番六六八八四阪大座口替振)

所賣發

目丁二通北馴區西市阪大

館 文 盛

法律
經濟

受驗準備ノ捷徑

文信社ノ便覽ト解題ト問題集ニ限リマス!!

東京文信社發行
大阪市北區曾根崎上三丁目
大同書院
振替大阪三一九七二番
電話北一六五三・五七五二番



文信社編輯部編

三五判各冊二百數十頁(六號活字)
定價金九拾錢・送料金八錢

法律模範便覽叢書

(附錄 各書抜萃表及試驗問題一斑)

(1) 帝國憲法便覽	(2) 行政法總論便覽	(3) 行政法各論便覽	(4) 物權法便覽	(5) 債權法總論便覽	(6) 債權各論便覽	(7) 債權各論便覽	(8) 親族相族法便覽	(9) 平時國際公法便覽	(10) 戰時國際公法便覽	(11) 商法(總則)	(12) 商法(商行為)	(13) 會社法	(14) 刑事訴訟法便覽	(15) 刑事訴訟法便覽	(16) 手形法便覽	(17) 國際私法便覽	(18) 經濟學便覽	(19) 財政學便覽	(20) 政學便覽	(21) 民事訴訟法便覽	(22) 法學通論便覽	(23) 哲學概論便覽	(24) 警察法便覽	(25) 產法便覽

文信社編輯部編

三五判約一千頁(六號活字)
定價金貳圓・送料金八錢

模範試驗問題集

高
等
試
驗
豫備筆記
外交司法
立大學

本書ハ明治三十八年以降大正十五年ニ至ル二十有餘年間ニ各種ノ官私立大學及高等試驗ニ於テ行ハレタル法律學經濟學政治學商業學及之ニ關スル各論政策論等五十一部アリ更ニ毎年各種ノ試驗問題ノ追録ヲ加フ既ニ二十二版ヲ重ね類書無ニノ定評アリ卷末ニ國家試驗委員一覽表及各種試驗規則ヲ附ス。

◇解題叢書編纂ノ三大要素◇

一 出題サレ易キ部分ニ付知識ヲ整頓シ

二 問題ノ急所ヲ捉フルコト

三 答案作成ハ整然明瞭簡潔ニ叙述ス

以上ノ三點ヲ如實ニ開發ス可ク最近三十有餘年間ニ瓦ル

官私立大學試驗並國家試驗問題ヲ主題トシテ詳説シ

傍ラ主題ト其語句ヲ異ニスルモ其趣旨ヲ同ジクスルモノ或

ハ主題ノ一部ニ包含セラルモノハ之ヲ類系問題トシテ掲

ゲ且例題及註ヲ加ヘテ讀者ノ注意ヲ表裏向背ヨリ喚起セリ

蓋讀者僅少ノ時間ト勞力ヲ以テ受驗ノ陣容ヲ整フルニ便ナ

似書ノ追従ヲ許サズ尙抜萃表及試驗問題一斑ヲ附シタレバ
受驗ニ直面シテ一讀以テ其準備ヲ整フルニ適切ナリ。

各編專門諸博士監修
文信社編輯部編
三五判各編三百頁内外
布製金文本紙函入
定價壹圓廿錢送料六錢

法律模範解題叢書

(1) 帝國憲法解題
(2) 民法總則解題
(3) 物權法解題
(4) 債權法各論解題
(5) 橫田博士監修
(6) 行政法總修
(7) 行政法各論解題
(8) 刑法總論解題
(9) 刑法各論解題
(10) 小林博士監修
(11) 横田博士監修
(12) 山岡博士監修
(13) 山岡博士監修
(14) 副島博士監修
(15) 副島博士監修
(16) 副島博士監修
(17) 副島博士監修
(18) 副島博士監修
(19) 副島博士監修
(20) 副島博士監修
(21) 副島博士監修
(22) 副島博士監修
(23) 副島博士監修
(24) 副島博士監修
(25) 副島博士監修

(10) 経済學解題
(9) 刑法各論解題
(8) 刑法各論解題
(7) 行政法各論解題
(6) 行政法各論解題
(5) 債權法各論解題
(4) 債權法各論解題
(3) 物權法各論解題
(2) 横田博士監修
(1) 帝國憲法解題

(近々発行)

ル依ニ令學大

専門校學令ニ依ル

専門部

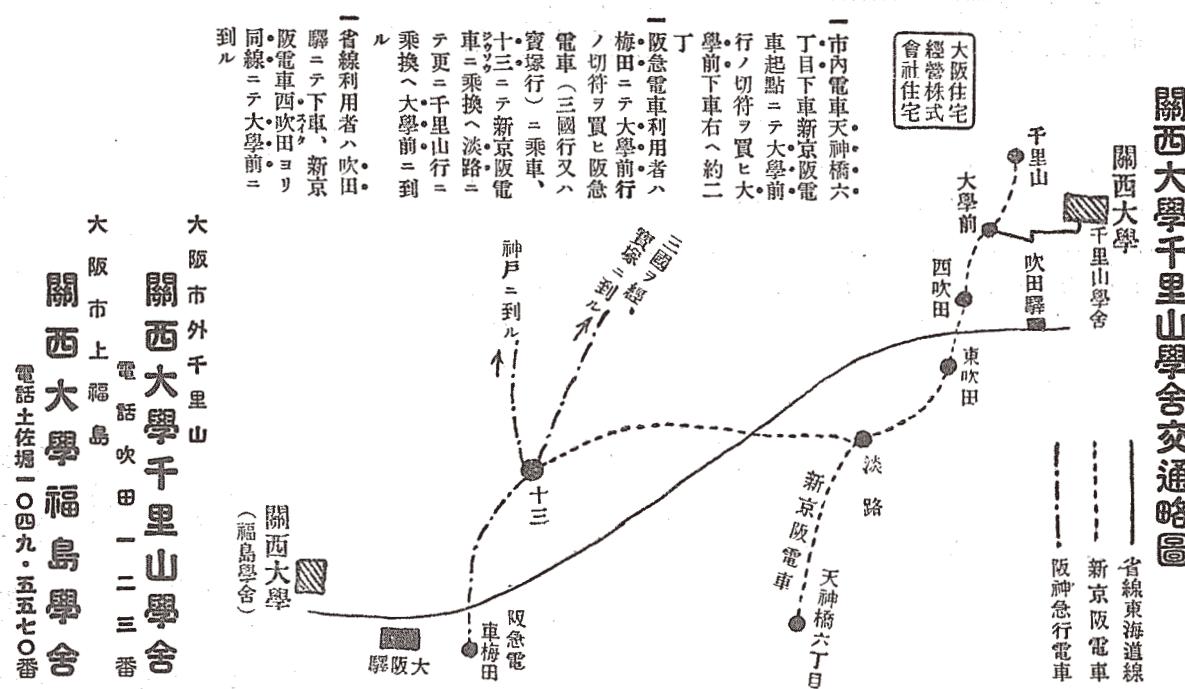
科別	法律學科、商業學科、經濟學科、文學科
試験期日	四月二日及ビ同十一日
出願期間	三月三十一日マデ
募集學年	第一學年

試験科目	英語、日本作文、代數
試験期日	四月七日ヨリ同九日マデ

大學豫科

募集學年 第一學年

關西大學學生募集



詳細八券郵五添へ志願願科又ハ學豫科大又ハ専門部ハ記明ノ上福島學教課務宛三照會